

南海トラフ地震防災対策計画作成に係る説明会資料

南海トラフ巨大地震 被害想定・防災対策の見直しの流れ

○南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定（平成26年3月）から10年が経過することから、基本計画の見直しに向けた本格的な検討を実施

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）

関東から九州地方にわたる広い範囲で強い揺れが発生し、巨大な津波が到達

死者数 : 最大 約33万2千人

全壊棟数 : 最大 約250万4千棟

減災目標

死者数：おおむね8割減少、全壊棟数：おおむね5割減少

- **津波対策** ・ハザードマップを公表し、訓練を実施した市町村の割合【 14% (H24)⇒ **100% (R5)**】
・津波避難ビル等を指定している市町村の割合 【 28% (H23)⇒ **100% (R5)**】等
- **地震対策** ・住宅の耐震化率 【 79% (H20)⇒ **耐震性が不十分な住宅をおおむね解消 (R7)**】
・都市ガス設備における耐震性の高い導管の導入率 【 80.6% (H24)⇒ **90% (R7)**】等

<検討の流れ>

※ 1) 内閣府に設置 ※ 2) 中央防災会議防災対策実行会議の下に設置 ※ 3) 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおいて議論

① 令和5年2月3日～ 南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会 ※ 1

→ 最新の知見を踏まえ、津波高や震度分布、被害想定 の計算手法を検討。

② 令和5年4月4日～ 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ ※ 2

→ 防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策等を検討。

②-1 令和6年6月26日～11月21日（11月26日報告書とりまとめ） 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ ※ 2

→ 令和6年能登半島地震の災害対応における課題・教訓を整理し、とるべき応急対策・生活支援対策を総合的に検討。

②-2 令和6年9月9日～ 令和6年8月8日の日向灘を震源とする南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応の検証 ※ 3（12月20日とりまとめ）

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書（令和7年3月31日報告書とりまとめ）

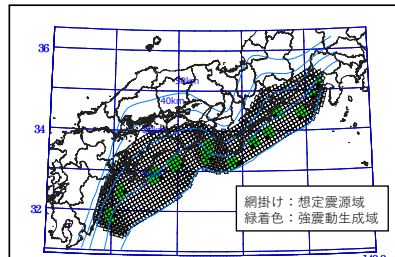
③ 基本計画の見直し

想定される震度分布・津波高等 (R7)

- 新たな知見に基づいて地盤データや地形データの更新等を行い、想定される震度分布や津波高等を計算
- 震度 6 弱以上または津波高 3 m 以上となる市町村は、31都府県の764市町村に及び、その面積は全国の約 3 割、人口は全国の約 5 割を占め、影響は超広域にわたると想定
- 地形データの高精度化等により、前回の想定と比較して、より広範囲で浸水が発生する想定となることが判明

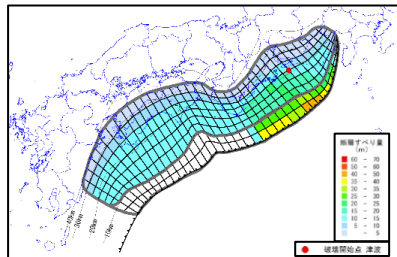
使用モデル

- ・南海トラフ周辺のフィリピン海プレートの形状及び震源断層域について、更新が必要となるような新たな知見はないことから、**強震断層モデル及び津波断層モデルは、H24被害想定から変更しない。**



※4ケース+経験的手法1ケースで実施
(上記は基本ケース)

強震断層モデル

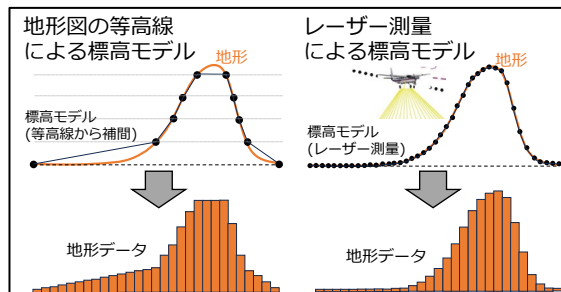


※基本5ケース、派生6ケースで実施
(上記は「駿河湾～紀伊半島沖」に
「大すべり域+超大すべり」域を設定したケース)

津波断層モデル

主な変更項目

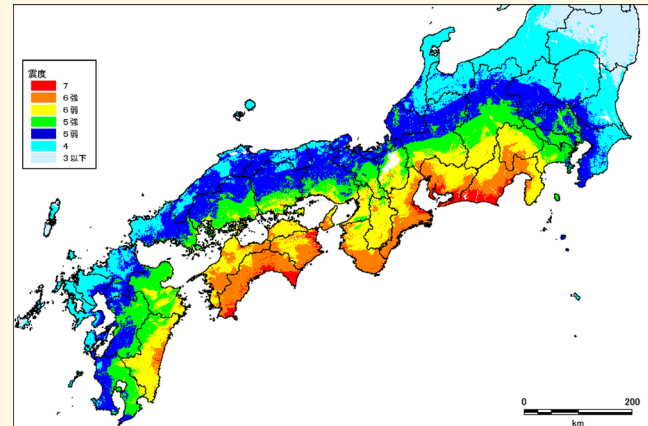
- ・地形データの
高精度化
- ・浅部・深部の
地盤データの更新



地形データの高精度化 (イメージ)

見直しによる主な変化

- 津波浸水範囲の変化
- 震度分布の変化



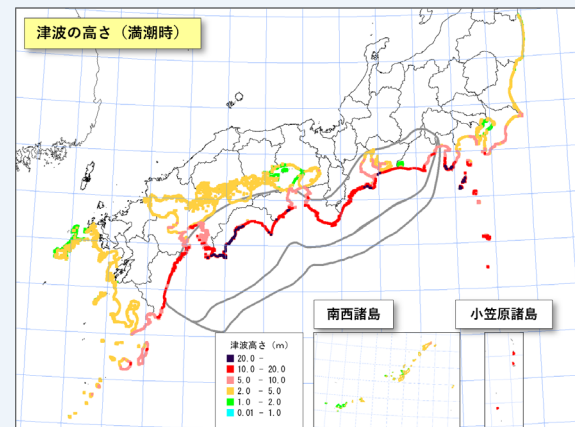
【強震波形4ケースと経験的手法の震度の最大値の分布】

神奈川県から鹿児島県
までの主に太平洋側の
広い範囲で震度 6 弱
以上が発生

震度 6 弱以上の市町村数
601市町村→600市町村

静岡県から宮崎県まで
の主に沿岸域の一部で
震度 7 が発生

震度7の市町村数
143市町村→149市町村



【全割れ全11ケースの最大包絡の津波高 (満潮時)】

福島県から沖縄県の太平洋側
の広い範囲で高さ 3 m
以上の津波が到達

高知県幡豆郡黒潮町、
土佐清水市で
最大約34mの津波

静岡県静岡市、焼津市、和歌
山県東牟婁郡太地町、東牟婁
郡串本町で 1 m以上の津波が
最短 2 分で到達

福島県から沖縄県の広い範囲
で津波による浸水が発生
(深さ30cm以上の浸水地域
3 割増加)

※3については、技術的な限界に加え、同様の地震が必ず発生するものではないことに注意が必要。
※マ3の影響を検討するために全国的な妥当性を確認しながら計算しているため、各地域における影響はより詳細なデータ条件で妥当性を確認しながら算出する必要。

防災対策の進捗と社会状況等の変化

○前回の検討以降、南海トラフ巨大地震対策は一定程度進展。一方、社会状況は大きく変化しており、防災対策の進捗や社会状況の変化、過去の自然災害の経験や得られた教訓を踏まえて、検討を実施

○主な防災対策の進捗状況

- ・住宅の耐震化率※¹（約 79 % (H20)⇒ 約90 % (R5)）
- ・災害拠点病院等の耐震化率※¹（約 89 % (H29)⇒ 約 95 % (R4)）
- ・海岸堤防の整備率※⁴（約 39 % (H26)⇒ 約 65 % (R3)）
- ・液状化ハザードマップの公表率※¹（約 21 % (H30)⇒ 約 100 % (R3)）
- ・津波避難意識の向上（早期避難率）（20% ⇒ 29～53% ※²）
- ・住民の防災意識向上につながる訓練を実施した市町村の割合※³（約 79 % (H30)⇒ 約 86 % (R6)）
- ・自主防災組織による活動カバー率※⁵（約 80 % (H25)⇒ 約 90 % (R5)）
- ・企業のBCP策定率※¹（大企業 約54% (H25)⇒約76% (R5)、中堅企業 約25% (H25)⇒約46% (R5)）

※1：全国 ※2：複数年度における国民向けインターネットオンラインモニター調査 ※3：推進地域にあり津波災害警戒区域を含む市町村 ※4：南海トラフ地震による被害が想定されている地域等 ※5：推進地域の全都府県

○10年間の主な社会状況の変化

影響要因	取り巻く情勢の変化	南海トラフ巨大地震発生後における社会への影響（想定）
人口動態	■ 人口減少・高齢化の進展や単身世帯の増加、過疎地域 ■ 外国人労働者や訪日外国人の増加	■ 要配慮者、要支援者の増加、被災地の孤立化 ■ 被災者の聴覚や視覚などの心身の状況や避難先の状況などに配慮した災害情報の伝達が重要
ライフスタイル	■ 遠距離通勤・通学 ↔ リモートワーク・学習の普及 ■ 共働き世帯の増加、地域コミュニティの縮小（地域外コミュニティの多様化） ■ スマホ、キャッシュレス決済、ネットショッピングの普及 ■ 在宅医療・訪問介護の利用拡大	■ 膨大な帰宅困難者 ↔ 帰宅困難の抑制、就労等の継続 ■ 帰宅困難時、同居家族のケアが困難。「共助」期待できず（新たなコミュニティへの期待） ■ 通信障害等で情報難民、買い物難民に ■ 被災前と同等の利用が困難
財政・金融・経済	■ 長期金利の上昇局面 ■ 物価高→賃上げ・価格転嫁できない企業の倒産	■ 復旧・復興財源の確保に支障 ■ 防災対策、復旧・復興費用の増大
土地・建物、交通・物流	■ 高層ビル、タワーマンションの増加、放置空き家の増加 ■ 鉄道、航空の計画運休の浸透	■ エレベーター停止等に伴う高層階住人等の生活環境悪化、地震による倒壊に伴う交通への支障 ■ 社会全体でのリスク回避意識の浸透
エネルギー・食料品	■ 高い海外依存度 ■ ガソリンスタンドの減少	■ エネルギー・食料品の安定供給に支障 ■ 緊急車両、防災拠点等への給油に支障
社会の担い手	■ 建設業、運輸業、医療等の従事者の減少 ■ 消防団員の減少	■ 支援が届くまでに時間がかかる ■ 被災地域内の救助・救命に支障
技術革新	■ 5 G、ビッグデータの活用 ■ クラウド、R P A ■ ドローン	■ 遠隔操作での応急対策や災害復旧が可能、精度の高い状況分析や将来の予測が可能 ■ データ消失からの保護、応急対策の効率化 ■ 被害状況の把握や孤立世帯等への物資運搬

○近年の自然災害等における課題等

- ・平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震等 → 災害関連死対策等の防災対策の充実
- ・令和6年8月8日の日向灘を震源とする地震 → 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応を踏まえた、地域での備えによる効果を向上させるための改善

南海トラフ巨大地震の被害想定（R7 最大クラスの地震）

- 想定される最新のハザードを対象に、最新の知見に基づく推計手法の見直しや地形データの更新、建物の耐震化等の現在の状況等を踏まえて、被害想定を見直し
- これまでの対策の効果は一定程度あるものの、強い揺れや津波が広域で発生することにより、膨大な数の死者や建物被害、全国的な生産・サービス活動への影響等、甚大な被害が発生

		H26基本計画	R7被害想定
死者数		約21.9万人～ 約33.2万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%)	約17.7万人～ 約29.8万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%) ※地震動：陸側、津波ケース①、冬・深夜、風速8m/s
	建物倒壊	約9.3万人	約7.3万人
	津波	約11.6万人～約22.9万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%)	約9.4万人～ 約21.5万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%)
	地震火災	約1.0万人	約0.9万人
全壊焼失棟数		約250.4万棟	約235.0万棟 ※地震動：陸側、津波ケース⑤、冬・夕方、風速8m/s
	揺れ	約150.0万棟	約127.9万棟
	津波	約14.6万棟	約18.8万棟
	地震火災	約85.8万棟	約76.7万棟
電力（停電軒数）		最大 約2,710万軒	最大 約2,950万軒
情報通信（不通回線数）		最大 約930万回線	最大 約1,310万回線
避難者数		最大 約950万人	最大 約1,230万人
食糧不足（3日間）		最大 約3,200万食	最大 約1,990万食
資産等の被害		約169.5兆円	約224.9兆円
経済活動への影響		約44.7兆円	約45.4兆円

※災害関連死者については、過去災害（東日本大震災の岩手県及び宮城県）及び能登半島地震の実績に基づいて想定した場合、最大約2.6万人～5.2万人と推計（上記死者数には含まれない）
（過去に類を見ない被害規模かつ超広域にわたって被害を生じると考えられる南海トラフ巨大地震では、過去災害でみられたような外部からの応援等が困難になることが考えられ、発災後の状況によっては、被災者が十分な支援等を受けられずに、災害関連死の更なる増加につながるおそれがある。）

※ケース①：「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定した場合、ケース⑤：「四国沖～九州沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定した場合

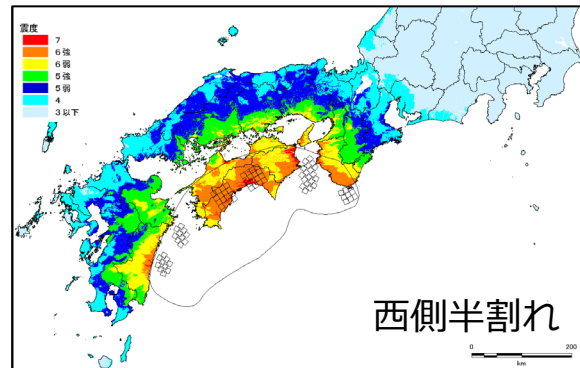
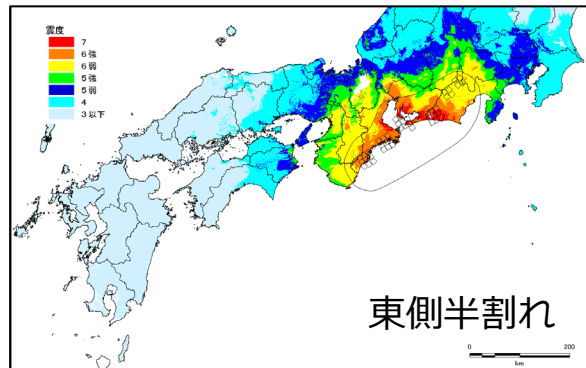
○超広域かつ甚大な被害が発生する中で、リソース不足等の困難な状況が想定され、あらゆる主体が総力をもって災害に臨むことが必要

南海トラフ巨大地震の被害想定

(R7 時間差を置いて発生する地震の被害、地域特性に応じた被害)

- 過去の南海トラフの地震では、時間差を置いてM8クラスの地震が発生した事例（いわゆる、半割れケース）が知られているため、「南海トラフ地震臨時情報」等による後発地震への注意など、その特徴を踏まえた被害想定を算出
- 後発地震が発生した場合、地震の揺れや津波高は、最大クラスの地震の揺れや津波高を大きく超えることはないが、震度6弱以上の揺れや浸水深1m以上の浸水に続けて2回暴露される地域も存在
- また、行政のみならず、施設管理者、民間企業、地域、住民一人ひとりが、備えるべきことを具体的に確認するための材料として、地域特性に応じた被害想定を作成。被害形態が多岐にわたるとともに、内・外の主要産業にも影響する可能性がある

時間差を置いて発生する地震の被害想定



	先発地震 東半割れ	後発地震 西半割れ
揺れによる全壊棟数	約 684,000棟	約 594,000棟 ※単独で発生するより31,000棟の被害が増加。
津波による死者 (後発地震では先発地震の影響による避難意識が高くなると設定)	約 29,000人	単独で発生する場合の約66,000人に対し、 約 13,000人
津波による死者 (上記に加え、早期に津波が到達する地域の住民が事前避難をした場合)		単独で発生する場合の約66,000人に対し、 約 700人

留意事項：今回想定した時間差で発生する地震はあくまで一例であり、それ以外の多様なパターンも想定されることに注意が必要
 ：最大クラスの半割れモデルで推計した揺れや津波であり、必ずしも過去に発生した地震を再現するものではない。
 ：最初の地震の影響による堤防の破壊や地殻変動については、2回目の地震による津波推計では考慮していない。

地域特性に応じた被害想定

大都市の中心市街地

- ・暴露人口が多く、避難生活・災害医療に係るリソースが不足
- ・多数の企業が被災。日本経済全体が停滞
- ・高層ビルでの長周期地震動・エレベーター被害等が発生

沿岸部の工業地帯

- ・工場や港湾が被災。サプライチェーンの寸断や地域経済の停滞が発生
- ・ライフライン供給に関わる施設が被災。ライフラインが長期停止

中山間地域、半島・離島

- ・人口減少が顕著なことにより、被害拡大や被災者支援困難な状況等が発生
- ・インフラ・ライフラインや生活に必要な施設が限定的であり、地域・集落の孤立等が発生。生活への影響が長期化

海抜ゼロメートル地帯

- ・広範囲の浸水によって多数の人的被害や避難者等が発生
- ・長期浸水によって交通・ライフラインが停止。居住継続や医療継続、事業の再開・継続が困難となる状況が発生
- ・避難距離が長距離に及び、逃げ切れずに多数の人が死傷

被災地内・外の主要産業への影響

- ・サプライチェーンを通じて被災地外の企業にも影響が及び、関連産業全体の生産が低下。
- ・貿易赤字の拡大や我が国全体の産業が空洞化

各地域の地域特性によって、異なる被害や影響が発生

○後発地震による新たな被害軽減のためには、南海トラフ地震臨時情報や、後発地震発生までの時間を最大限活用して適切な対策・対応をとることが必要

具体的に実施すべき主な対策①

- 新たな被害想定や近年の社会変化、令和6年能登半島地震等の近年の自然災害の経験や教訓等を踏まえて、今後実施すべき防災対策をとりまとめ
- 超広域かつ甚大な被害が発生する中で、人的・物的リソースの不足等の困難な状況が想定され、行政による対応だけでは限界がある中でも、あらゆる主体が総力をもって災害に臨むことにより、地震・津波から「命と社会を守る」こと、直接的被害から「助かった命や生活を維持する」こと、「生活や社会経済活動を早期に復旧する」ことの実現が極めて重要

社会全体における防災意識の醸成

<基本的な考え方・醸成すべき防災意識>

- ・ 災害から命を守るためには、国民一人ひとりの耐震対策や備蓄、津波からのいち早い避難等が必要不可欠
 - ・ 応援に限界がある中、「国民・事業者・地域・行政がともに災害に立ち向かう」、「自らの命は自らが守る」等の地域社会全体の安全をすべての主体で積極的に獲得していくといった意識醸成が必要。
- 津波からの避難に対する適切な避難行動の周知徹底、国民一人ひとりが想定にとらわれることなく、最大限の避難行動をとらなければならない等の意識醸成に向けた普及啓発
 - 普及啓発の実効性を高めるための人文社会科学等の知見も活用したコミュニケーションの在り方の検討
津波避難意識等の向上に向けたリスクコミュニケーションの充実・強化
 - 児童・生徒等の地域防災活動への参画や地域・学校・関係機関等の連携促進、学校における防災教育の充実
 - 消防団や自主防災組織等の多様な主体の連携や地区防災計画の策定等による地域の防災力の向上
 - 企業が災害時に経済活動を継続し、地域防災に貢献するための、BCP策定と実効性の確保



地域の防災に関するワークショップ



提供：経団連
経済団体での企業BCPに関する講演



保育所での親子クッキングを通じた防災教育

被害の絶対量低減等のための強靱化・耐震化、早期復旧の推進

- 補助制度、税制優遇措置等の周知等による、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修等の促進
- 木造住宅密集地域等の火災危険性が高い地域における感震ブレーカーの普及
- インフラ・ライフラインの強靱化・耐震化、海岸堤防や避難路の整備等
- まちの将来像を地域で事前に検討しておく等の復興事前準備の推進

避難路等の整備



高知市HPから
海岸堤防整備

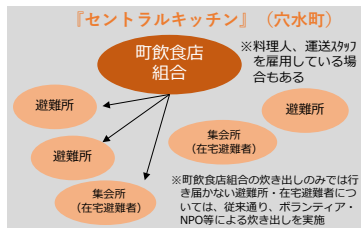
具体的に実施すべき主な対策②

被災者の生活環境の整備

<基本的な考え方>

- ・「場所(避難所)の支援」から「人(避難者)への支援」へ考え方を転換
- ・保健・医療・福祉支援の充実
- ・地域と事業者・NPO法人・ボランティア等の多様な主体による連携

- 広域かつ膨大な避難者数が想定される中でも、**温かい食事や入浴などの様々な支援**が届くような対策の実施
- 福祉サービスを必要とする要配慮者等の様々なニーズへ配慮するとともに、保健師や災害支援ナース、DWAT等の**専門的な人員を迅速に派遣する体制の構築**
- 孤立する可能性のある集落における物資の備蓄や通信確保のための備えの充実**



セントラルキッチン方式の例



ランドリーカー活用の様子



トイレトレーラー活用の様子



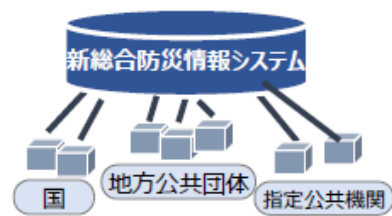
官民連携による被災者支援人材育成・訓練



避難所における保健師による健康管理の様子

防災DX、応援体制の充実等による 災害対応の効率化・高度化

- 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や物資調達・輸送調整等支援システム等の機能強化
- 国による応援組織の充実強化
- 支援自治体を事前に指定する等による**自治体間の応援体制の整備**



新総合防災情報システム（SOBO-WEB）のイメージ

時間差をおいて発生する地震等への対応の強化

- 臨時情報の実効性を高める**ことを含め、住民や事業者等が大規模地震までの間にとるべき**対応の充実**
- 臨時情報の制度等の平時からの**周知・広報の充実**、臨時情報発表時の**呼びかけの充実**
- ひずみ計や海域の観測網をはじめとしたモニタリングに必要な**観測網の維持・強化**



後発地震までの間にとるべき対応の充実



合同会見の実施



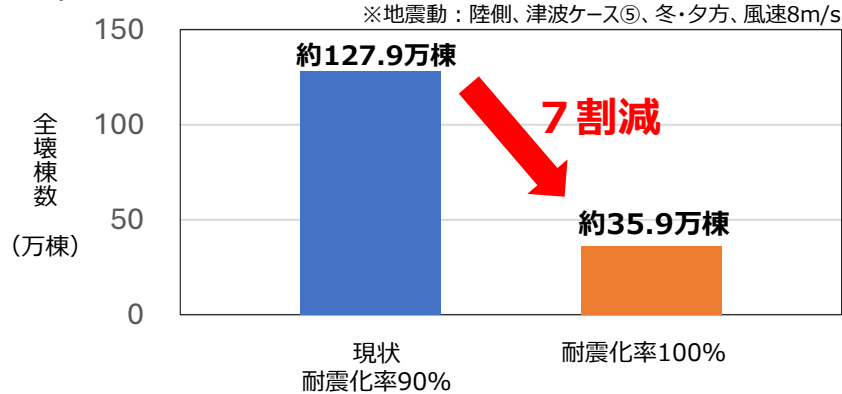
臨時情報等の周知・広報

防災対策の効果試算

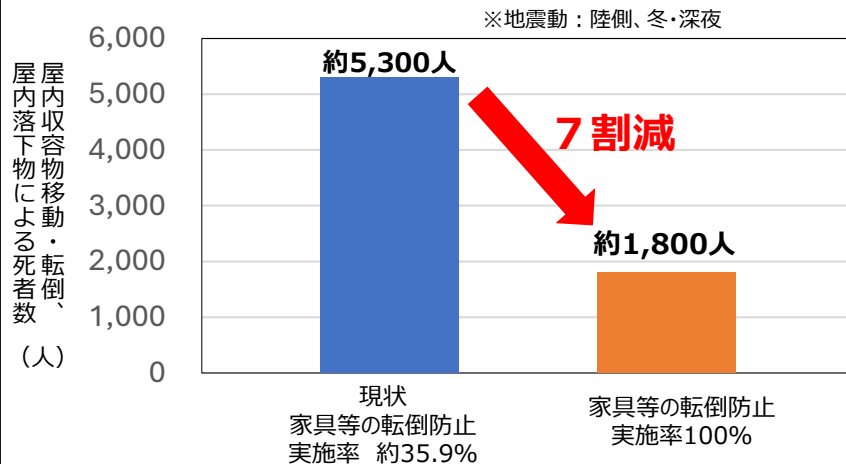
- 防災対策を推進した場合に見込まれる被害軽減効果を試算。
- 建物の耐震化や津波からの早期避難など、個人でも取り組める対策により、被害が大幅に軽減することが見込まれる。

強震動に対する主な防災対策

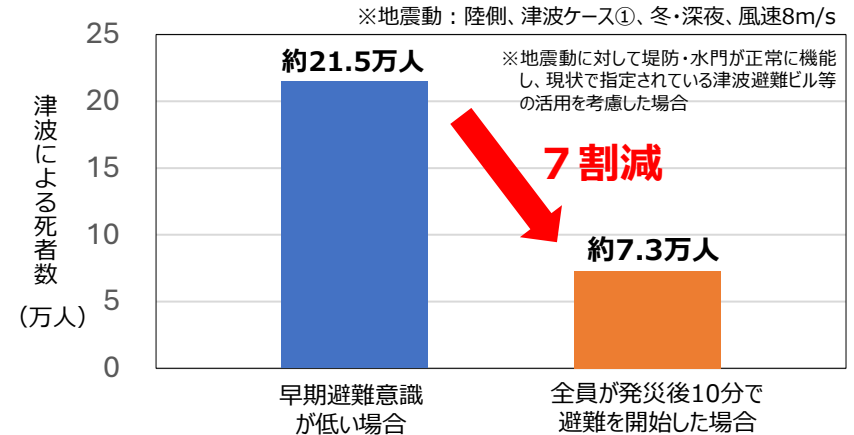
(1) 揺れによる全壊棟数



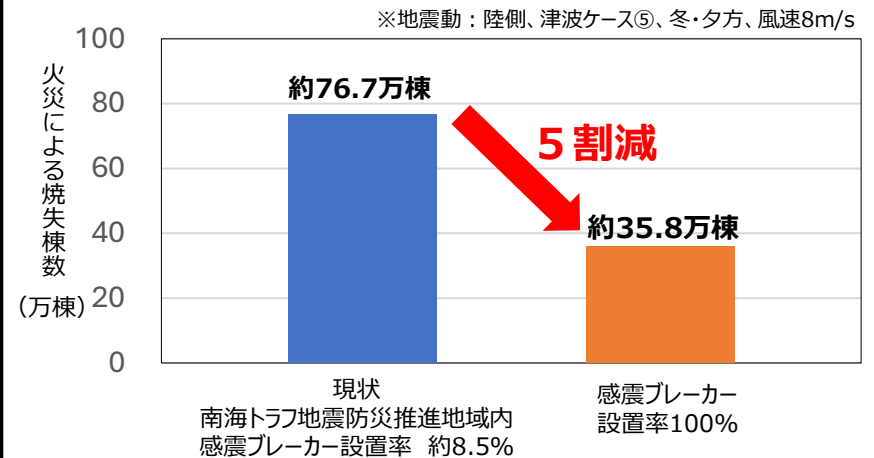
(2) 家具等の転倒・落下防止対策の強化



津波に対する主な防災対策



火災に対する主な防災対策



南海トラフ巨大地震 最大クラス地震における被害想定について

【定量的な被害量（都府県別の被害）】

令和 7 年 3 月

中央防災会議 防災対策実行会議
南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ

(5) 各都府県で全壊・焼失棟数が最大となるケース

※冬・夕、風速 8m

※地震動に対して堤防・水門が正常に機能した場合

(棟)

	揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	火災	合計	最大被災ケース	
							地震動ケース	津波ケース
茨城県	-	-	約 10	-	-	約 10		ケース①
栃木県	-	-	-	-	-	-		
群馬県	-	約 10	-	-	-	約 10	基本	
埼玉県	-	約 800	-	-	約 50	約 800	陸側	
千葉県	-	-	約 1,700	-	-	約 1,700		ケース①
東京都	-	約 300	約 1,300	-	約 90	約 1,600	陸側	ケース①
神奈川県	約 60	約 700	約 2,600	-	約 100	約 3,400	基本	ケース①
新潟県	-	-	-	-	-	-		
富山県	-	-	-	-	-	-		
石川県	-	約 40	-	-	-	約 40	陸側	
福井県	-	約 1,800	-	約 10	約 10	約 1,800	陸側	
山梨県	約 5,900	約 600	-	約 100	約 1,400	約 7,900	陸側	
長野県	約 1,500	約 1,500	-	約 100	約 50	約 3,100	陸側	
岐阜県	約 6,000	約 3,200	-	約 30	約 400	約 9,600	陸側	
静岡県	約 210,000	約 3,400	約 31,000	約 600	約 102,000	約 346,000	基本	ケース①
愛知県	約 245,000	約 17,000	約 1,500	約 400	約 137,000	約 401,000	陸側	ケース①
三重県	約 157,000	約 5,300	約 31,000	約 800	約 59,000	約 253,000	陸側	ケース①
滋賀県	約 9,200	約 2,400	-	約 80	約 4,500	約 16,000	陸側	
京都府	約 11,000	約 3,300	-	約 40	約 49,000	約 64,000	陸側	
大阪府	約 58,000	約 12,000	約 1,300	約 100	約 226,000	約 297,000	陸側	ケース③
兵庫県	約 25,000	約 3,000	約 3,200	約 200	約 18,000	約 50,000	陸側	ケース③
奈良県	約 26,000	約 4,600	-	約 300	約 13,000	約 44,000	陸側	
和歌山県	約 84,000	約 4,200	約 47,000	約 600	約 31,000	約 166,000	陸側	ケース③
鳥取県	-	約 300	-	-	-	約 300	陸側	
島根県	-	約 400	-	-	-	約 400	陸側	
岡山県	約 16,000	約 4,800	約 200	約 200	約 16,000	約 37,000	陸側	ケース⑤
広島県	約 10,000	約 11,000	約 3,900	約 300	約 200	約 26,000	陸側	ケース⑤
山口県	約 1,300	約 2,600	約 900	約 40	約 30	約 4,900	陸側	ケース⑤
徳島県	約 89,000	約 3,500	約 19,000	約 500	約 24,000	約 136,000	陸側	ケース③
香川県	約 37,000	約 3,800	約 1,500	約 100	約 9,100	約 52,000	陸側	ケース⑤
愛媛県	約 108,000	約 6,500	約 33,000	約 400	約 56,000	約 204,000	陸側	ケース⑤
高知県	約 157,000	約 1,100	約 51,000	約 1,200	約 27,000	約 238,000	陸側	ケース④
福岡県	-	約 300	約 100	-	約 10	約 400	陸側	ケース①
佐賀県	-	約 10	-	-	-	約 10	陸側	
長崎県	-	約 10	約 700	-	-	約 700	陸側	ケース⑤
熊本県	約 10	約 2,900	約 80	約 10	約 30	約 3,000	陸側	ケース⑤
大分県	約 3,300	約 2,300	約 25,000	約 300	約 400	約 32,000	陸側	ケース⑤
宮崎県	約 35,000	約 3,200	約 27,000	約 400	約 17,000	約 83,000	陸側	ケース⑤
鹿児島県	約 200	約 3,700	約 1,900	約 20	約 20	約 5,900	陸側	ケース⑤
沖縄県	-	-	約 40	-	-	約 40		ケース⑤

-:わずか

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(5) 各都府県で半壊棟数が最大となるケース

※平均風速

※地震動に対して堤防・水門が正常に機能した場合

(棟)

	揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	合計	最大被災ケース		
						地震動ケース	津波ケース	発災季節・時間
茨城県	-	約 10	約 100	-	約 200	陸側	ケース①	
栃木県	-	-	-	-	-			
群馬県	-	約 50	-	-	約 50	基本		
埼玉県	約 300	約 7,000	約 30	-	約 7,400	陸側	ケース①	夏・昼
千葉県	-	約 20	約 8,700	-	約 8,700		ケース①	
東京都	-	約 2,100	約 900	-	約 2,900	陸側	ケース①	冬・深夜
神奈川県	約 4,200	約 5,800	約 8,000	約 10	約 18,000	基本	ケース①	夏・昼
新潟県	-	-	-	-	-			
富山県	-	-	-	-	-			
石川県	-	約 200	-	-	約 200	陸側		
福井県	約 1,400	約 9,200	-	約 20	約 11,000	陸側		夏・昼
山梨県	約 26,000	約 3,400	-	約 200	約 29,000	陸側		冬・深夜
長野県	約 15,000	約 7,800	-	約 200	約 23,000	陸側		冬・深夜
岐阜県	約 32,000	約 18,000	-	約 60	約 50,000	陸側		冬・深夜
静岡県	約 231,000	約 17,000	約 29,000	約 1,100	約 278,000	基本	ケース①	冬・深夜
愛知県	約 326,000	約 92,000	約 5,500	約 800	約 425,000	陸側	ケース①	冬・深夜
三重県	約 162,000	約 24,000	約 36,000	約 1,300	約 223,000	陸側	ケース①	冬・深夜
滋賀県	約 47,000	約 14,000	-	約 200	約 62,000	陸側		夏・昼
京都府	約 63,000	約 14,000	-	約 80	約 77,000	陸側		冬・深夜
大阪府	約 241,000	約 57,000	約 16,000	約 200	約 315,000	陸側	ケース③	夏・昼
兵庫県	約 91,000	約 19,000	約 19,000	約 300	約 130,000	陸側	ケース③	冬・深夜
奈良県	約 72,000	約 20,000	-	約 600	約 92,000	陸側		冬・深夜
和歌山県	約 82,000	約 16,000	約 23,000	約 1,100	約 122,000	陸側	ケース④	冬・深夜
鳥取県	約 70	約 1,500	-	-	約 1,500	陸側		
島根県	約 30	約 1,400	-	-	約 1,500	陸側		
岡山県	約 76,000	約 22,000	約 2,100	約 300	約 100,000	陸側	ケース⑤	夏・昼
広島県	約 53,000	約 49,000	約 22,000	約 600	約 124,000	陸側	ケース①	冬・深夜
山口県	約 8,800	約 10,000	約 8,700	約 90	約 28,000	陸側	ケース⑤	冬・深夜
徳島県	約 77,000	約 15,000	約 30,000	約 1,100	約 123,000	陸側	ケース④	冬・深夜
香川県	約 82,000	約 16,000	約 19,000	約 300	約 117,000	陸側	ケース⑤	冬・深夜
愛媛県	約 130,000	約 24,000	約 33,000	約 800	約 188,000	陸側	ケース①	冬・深夜
高知県	約 86,000	約 2,200	約 9,800	約 2,100	約 100,000	陸側	ケース①	冬・深夜
福岡県	約 200	約 1,500	約 2,900	-	約 4,600	陸側	ケース①	冬・深夜
佐賀県	-	約 70	-	-	約 70	陸側		
長崎県	約 10	約 40	約 6,200	-	約 6,300	陸側	ケース⑤	
熊本県	約 3,800	約 16,000	約 700	約 20	約 20,000	陸側	ケース⑤	夏・昼
大分県	約 20,000	約 11,000	約 31,000	約 700	約 63,000	陸側	ケース④	冬・深夜
宮崎県	約 65,000	約 14,000	約 17,000	約 800	約 96,000	陸側	ケース④	冬・深夜
鹿児島県	約 4,100	約 20,000	約 5,000	約 50	約 29,000	陸側	ケース⑤	冬・深夜
沖縄県	-	-	約 1,100	-	約 1,100		ケース⑤	

ー:わずか

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(5) 各都府県で死者数が最大となるケース

※風速 8m/s、早期避難率低

※地震動に対して堤防・水門が正常に機能した場合

(人)

	建物倒壊		津波	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計	最大被災ケース		
		(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)						地震動ケース	津波ケース	発災季節・時間
茨城県	-	-	約10	-	-	-	約10		ケース①	冬・深夜
栃木県	-	-	-	-	-	-	-			
群馬県	-	-	-	-	-	-	-			
埼玉県	-	-	-	-	-	-	-			
千葉県	-	-	約1,800	-	-	-	約1,800		ケース①	冬・深夜
東京都	-	-	約1,400	-	-	-	約1,400		ケース①	冬・深夜
神奈川県	-	-	約3,100	-	-	-	約3,100		ケース①	冬・深夜
新潟県	-	-	-	-	-	-	-			
富山県	-	-	-	-	-	-	-			
石川県	-	-	-	-	-	-	-			
福井県	-	-	-	-	-	-	-			
山梨県	約300	約20	-	約10	-	-	約300	陸側		
長野県	約70	約10	-	約10	-	-	約80	陸側		
岐阜県	約300	約30	-	-	-	-	約300	陸側		
静岡県	約12,000	約1,000	約89,000	約50	約1,900	-	約103,000	基本	ケース①	冬・深夜
愛知県	約14,000	約1,200	約2,900	約40	約2,000	-	約19,000	陸側	ケース①	冬・深夜
三重県	約9,000	約500	約19,000	約70	約900	-	約29,000	陸側	ケース①	冬・深夜
滋賀県	約400	約40	-	約10	-	-	約400	陸側		冬・深夜
京都府	約500	約40	-	-	約1,000	約70	約1,600	陸側		冬・夕
大阪府	約2,700	約200	約2,300	約10	約4,700	約200	約9,900	陸側	ケース③	冬・夕
兵庫県	約1,000	約80	約3,700	約10	約400	約50	約5,200	陸側	ケース③	冬・夕
奈良県	約1,500	約100	-	約20	約20	-	約1,600	陸側		冬・深夜
和歌山県	約5,000	約300	約59,000	約50	約500	-	約65,000	陸側	ケース③	冬・深夜
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-			
島根県	-	-	-	-	-	-	-			
岡山県	約600	約50	約50	約10	約600	約10	約1,300	陸側	ケース⑤	冬・夕
広島県	約600	約50	約1,500	約30	-	-	約2,200	陸側	ケース④	冬・深夜
山口県	約70	-	約400	-	-	-	約500	陸側	ケース⑤	冬・深夜
徳島県	約4,900	約300	約35,000	約50	約400	-	約41,000	陸側	ケース③	冬・深夜
香川県	約2,200	約100	約2,200	約10	約40	-	約4,400	陸側	ケース⑤	冬・深夜
愛媛県	約6,500	約400	約16,000	約40	約900	-	約24,000	陸側	ケース⑤	冬・深夜
高知県	約9,300	約600	約36,000	約100	約900	-	約46,000	陸側	ケース④	冬・深夜
福岡県	-	-	約200	-	-	-	約200		ケース①	冬・深夜
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-			
長崎県	-	-	約500	-	-	-	約500		ケース⑤	夏・昼
熊本県	-	-	約100	-	-	-	約100		ケース⑤	冬・深夜
大分県	約200	約20	約17,000	約30	-	-	約18,000	陸側	ケース⑤	冬・深夜
宮崎県	約2,000	約200	約37,000	約40	約200	-	約39,000	陸側	ケース⑤	冬・深夜
鹿児島県	約10	-	約1,400	-	-	-	約1,400	陸側	ケース⑤	冬・深夜
沖縄県	-	-	約20	-	-	-	約20		ケース⑤	夏・昼

ー:わずか

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(6) 全員が発災後避難を開始した場合の津波による死者数

(深夜発災の場合は発災後10分、昼間発災の場合は発災後5分で全員避難開始。ただし、設定上の避難開始時間よりも前に津波が襲来する場合には津波襲来とともに避難開始。)

※地震動ケース(陸側)

※地震動に対して堤防・水門が正常に機能した場合

(人)

津波ケース	東海地方が大きく 被災するケース (津波ケース①)		近畿地方が大きく 被災するケース (津波ケース③)		四国地方が大きく 被災するケース (津波ケース④)		九州地方が大きく 被災するケース (津波ケース⑤)	
発災季節・時間	冬・深夜	夏・昼	冬・深夜	夏・昼	冬・深夜	夏・昼	冬・深夜	夏・昼
茨城県	-	-	-	-	-	-	-	-
栃木県	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	-	-	-	-	-	-	-	-
埼玉県	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉県	-	-	-	-	-	-	-	-
東京都	約 400	約 20	-	-	-	-	-	-
神奈川県	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟県	-	-	-	-	-	-	-	-
富山県	-	-	-	-	-	-	-	-
石川県	-	-	-	-	-	-	-	-
福井県	-	-	-	-	-	-	-	-
山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-
長野県	-	-	-	-	-	-	-	-
岐阜県	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡県	約 44,000	約 22,000	約 1,000	約 100	約 500	約 40	約 300	約 30
愛知県	約 700	約 300	約 100	約 70	約 80	約 40	約 100	約 60
三重県	約 8,000	約 2,500	約 3,800	約 900	約 2,200	約 700	約 2,300	約 800
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-
京都府	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪府	約 10	-	約 70	約 20	約 60	約 20	約 60	約 20
兵庫県	約 50	約 20	約 90	約 40	約 80	約 40	約 70	約 30
奈良県	-	-	-	-	-	-	-	-
和歌山県	約 7,100	約 1,900	約 24,000	約 8,600	約 7,300	約 1,400	約 4,400	約 1,100
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-
島根県	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山県	約 10	約 10	約 10	約 10	約 20	約 10	約 20	約 10
広島県	約 50	約 20	約 40	約 20	約 50	約 20	約 60	約 30
山口県	-	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	約 2,800	約 1,300	約 6,400	約 2,400	約 5,200	約 2,000	約 3,400	約 1,600
香川県	約 200	約 90	約 300	約 100	約 300	約 100	約 300	約 200
愛媛県	約 2,100	約 900	約 2,000	約 900	約 2,000	約 900	約 2,000	約 900
高知県	約 3,800	約 1,700	約 7,000	約 2,900	約 8,700	約 3,500	約 7,200	約 3,100
福岡県	-	-	-	-	-	-	-	-
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎県	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本県	-	-	-	-	-	-	-	-
大分県	約 60	約 20	約 60	約 30	約 60	約 30	約 70	約 30
宮崎県	約 3,700	約 900	約 2,600	約 600	約 1,400	約 400	約 6,000	約 1,700
鹿児島県	-	-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	約 73,000	約 31,000	約 47,000	約 17,000	約 28,000	約 9,100	約 26,000	約 9,600

ー:わずか

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(5) 各都府県で負傷者数が最大となるケース

※風速 8m/s、早期避難率低

※地震動に対して堤防・水門が正常に機能した場合

(人)

	建物倒壊		津波	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀・自動販売機の倒壊・落下物	合計	最大被災ケース		
	(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)							地震動ケース	津波ケース	発災季節・時間
茨城県	-	-	約20	-	-	-	約20		ケース①	夏・昼
栃木県	-	-	-	-	-	-	-			
群馬県	-	-	-	-	-	-	-			
埼玉県	約300	約80	-	-	-	-	約300	陸側		夏・昼
千葉県	-	-	約900	-	-	-	約900		ケース①	冬・深夜
東京都	-	-	約60	-	-	-	約70		ケース①	冬・深夜
神奈川県	約3,100	約400	約600	-	-	約200	約3,900	基本	ケース①	夏・昼
新潟県	-	-	-	-	-	-	-			
富山県	-	-	-	-	-	-	-			
石川県	約10	-	-	-	-	-	約10	陸側		夏・昼
福井県	約2,200	約80	-	-	-	約10	約2,200	陸側		夏・昼
山梨県	約7,600	約500	-	約10	-	約100	約7,800	陸側		夏・昼
長野県	約6,200	約300	-	約10	-	約30	約6,300	陸側		夏・昼
岐阜県	約13,000	約800	-	-	-	約100	約14,000	陸側		夏・昼
静岡県	約103,000	約15,000	約6,800	約30	約2,100	約900	約113,000	基本	ケース①	夏・昼
愛知県	約142,000	約21,000	約400	約20	約2,400	約1,400	約146,000	陸側	ケース①	夏・昼
三重県	約92,000	約6,400	約900	約40	約800	約300	約94,000	陸側	ケース⑤	夏・昼
滋賀県	約15,000	約1,000	-	-	-	約200	約16,000	陸側		夏・昼
京都府	約11,000	約1,700	-	-	約2,000	約2,400	約16,000	陸側		冬・夕
大阪府	約46,000	約9,500	約1,000	約10	約11,000	約8,600	約66,000	陸側	ケース③	冬・夕
兵庫県	約32,000	約3,100	約1,300	約10	約30	約700	約34,000	陸側	ケース③	夏・昼
奈良県	約18,000	約1,600	-	約10	約20	約300	約19,000	陸側		夏・昼
和歌山県	約43,000	約3,600	約2,100	約30	約500	約200	約46,000	陸側	ケース③	夏・昼
鳥取県	約200	-	-	-	-	-	約200	陸側		夏・昼
島根県	約100	約10	-	-	-	-	約100	陸側		夏・昼
岡山県	約57,000	約1,400	約20	約10	約30	約200	約57,000	陸側	ケース④	夏・昼
広島県	約14,000	約1,400	約300	約20	-	約300	約15,000	陸側	ケース④	夏・昼
山口県	約5,000	約100	約200	-	-	約10	約5,200	陸側	ケース⑤	夏・昼
徳島県	約49,000	約4,400	約2,900	約30	約400	約200	約52,000	陸側	ケース③	夏・昼
香川県	約27,000	約1,600	約400	約10	約40	約100	約28,000	陸側	ケース⑤	夏・昼
愛媛県	約77,000	約4,400	約400	約20	約700	約300	約79,000	陸側	ケース③	夏・昼
高知県	約97,000	約7,000	約1,100	約60	約900	約200	約99,000	陸側	ケース③	夏・昼
福岡県	約100	-	約60	-	-	-	約200	陸側	ケース③	夏・昼
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-			
長崎県	約10	-	約200	-	-	-	約200	陸側	ケース⑤	夏・昼
熊本県	約2,800	約200	約30	-	-	約20	約2,900	陸側	ケース④	夏・昼
大分県	約8,300	約500	約1,400	約20	-	約50	約9,800	陸側	ケース⑤	夏・昼
宮崎県	約29,000	約2,200	約2,900	約20	約200	約100	約32,000	陸側	ケース①	夏・昼
鹿児島県	約5,400	約100	約600	-	-	約10	約6,000	陸側	ケース⑤	夏・昼
沖縄県	-	-	約20	-	-	-	約20		ケース⑤	冬・深夜

ー:わずか

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(3) 各都府県で要救助者数が最大となるケース

※地震動に対して堤防・水門が正常に機能した場合

(人)

	揺れによる 建物倒壊に 伴う要救助 者数	津波による 要救助者数	合計	最大被災ケース			
				地震動 ケース	津波 ケース	発災 季節・ 時間	津波からの 早期避難率
茨城県	-	-	-				
栃木県	-	-	-				
群馬県	-	-	-				
埼玉県	-	-	-				
千葉県	-	約 100	約 100		ケース①	夏・昼	低
東京都	-	約 800	約 800		ケース①	夏・昼	低
神奈川県	約 30	約 2,400	約 2,400	基本	ケース①	夏・昼	低
新潟県	-	-	-				
富山県	-	-	-				
石川県	-	-	-				
福井県	-	-	-				
山梨県	約 1,100	-	約 1,100	陸側			
長野県	約 300	-	約 300	陸側			
岐阜県	約 1,500	-	約 1,500	陸側			
静岡県	約 54,000	約 16,000	約 70,000	基本	ケース①	冬・深夜	高＋呼びかけ
愛知県	約 71,000	約 900	約 72,000	陸側	ケース①	冬・深夜	低
三重県	約 28,000	約 3,600	約 32,000	陸側	ケース①	冬・深夜	低
滋賀県	約 2,300	-	約 2,300	陸側			
京都府	約 3,600	-	約 3,600	陸側			
大阪府	約 28,000	約 3,500	約 32,000	陸側	ケース④	夏・昼	低
兵庫県	約 6,700	約 13,000	約 19,000	陸側	ケース③	夏・昼	低
奈良県	約 6,100	-	約 6,100	陸側			
和歌山県	約 15,000	約 12,000	約 27,000	陸側	ケース③	冬・深夜	高＋呼びかけ
鳥取県	-	-	-				
島根県	-	-	-				
岡山県	約 4,000	約 20	約 4,000	陸側	ケース⑤	冬・深夜	低
広島県	約 2,600	約 2,000	約 4,600	陸側	ケース①	夏・昼	低
山口県	約 200	約 300	約 500	陸側	ケース④	夏・昼	低
徳島県	約 18,000	約 12,000	約 30,000	陸側	ケース③	冬・深夜	低
香川県	約 6,600	約 600	約 7,200	陸側	ケース④	冬・深夜	低
愛媛県	約 21,000	約 3,500	約 25,000	陸側	ケース①	冬・深夜	低
高知県	約 32,000	約 19,000	約 51,000	陸側	ケース④	冬・深夜	低
福岡県	-	約 500	約 500		ケース①	夏・昼	低
佐賀県	-	-	-				
長崎県	-	約 1,100	約 1,100		ケース⑤	夏・昼	低
熊本県	-	約 10	約 10		ケース⑤	冬・深夜	低
大分県	約 800	約 5,400	約 6,300	陸側	ケース⑤	夏・昼	低
宮崎県	約 9,000	約 21,000	約 30,000	陸側	ケース⑤	冬・深夜	低
鹿児島県	約 20	約 600	約 600	陸側	ケース⑤	夏・昼	低
沖縄県	-	約 100	約 100		ケース⑤	夏・昼	低

ー:わずか

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

避難者数（地震動：陸側ケース、津波ケース⑤、冬・夕、風速 8m/s）

（人）

	1日後			1週間後			1ヶ月後		
	避難者数	避難所	避難所外	避難者数	避難所	避難所外	避難者数	避難所	避難所外
茨城県	約 400	約 200	約 100	約 300	約 100	約 100	約 100	約 40	約 100
栃木県	－	－	－	約 20	約 10	約 10	－	－	－
群馬県	－	－	－	約 200	約 100	約 100	約 60	約 20	約 40
埼玉県	約 16,000	約 9,500	約 6,300	約 18,000	約 9,000	約 9,000	約 16,000	約 4,900	約 11,000
千葉県	約 6,200	約 4,000	約 2,200	約 3,900	約 2,000	約 1,900	約 1,600	約 500	約 1,100
東京都	約 13,000	約 8,500	約 5,000	約 29,000	約 15,000	約 14,000	約 9,800	約 2,900	約 6,900
神奈川県	約 22,000	約 14,000	約 8,300	約 39,000	約 19,000	約 19,000	約 17,000	約 5,100	約 12,000
新潟県	－	－	－	約 10	－	－	－	－	－
富山県	－	－	－	約 60	約 30	約 30	約 10	－	約 10
石川県	約 300	約 200	約 100	約 500	約 300	約 300	約 400	約 100	約 300
福井県	約 15,000	約 9,300	約 6,200	約 17,000	約 8,500	約 8,500	約 16,000	約 4,800	約 11,000
山梨県	約 43,000	約 26,000	約 17,000	約 95,000	約 47,000	約 47,000	約 74,000	約 22,000	約 52,000
長野県	約 25,000	約 15,000	約 10,000	約 42,000	約 21,000	約 21,000	約 34,000	約 10,000	約 24,000
岐阜県	約 82,000	約 49,000	約 33,000	約 145,000	約 73,000	約 73,000	約 121,000	約 36,000	約 84,000
静岡県	約 970,000	約 583,000	約 387,000	約 1,330,000	約 667,000	約 663,000	約 1,531,000	約 459,000	約 1,072,000
愛知県	約 1,824,000	約 1,095,000	約 729,000	約 2,642,000	約 1,323,000	約 1,319,000	約 2,661,000	約 798,000	約 1,863,000
三重県	約 632,000	約 388,000	約 245,000	約 781,000	約 419,000	約 362,000	約 807,000	約 242,000	約 565,000
滋賀県	約 118,000	約 71,000	約 47,000	約 221,000	約 110,000	約 110,000	約 177,000	約 53,000	約 124,000
京都府	約 289,000	約 173,000	約 116,000	約 413,000	約 207,000	約 207,000	約 356,000	約 107,000	約 249,000
大阪府	約 1,669,000	約 1,008,000	約 661,000	約 1,981,000	約 1,003,000	約 978,000	約 1,802,000	約 541,000	約 1,261,000
兵庫県	約 455,000	約 281,000	約 174,000	約 478,000	約 245,000	約 233,000	約 425,000	約 127,000	約 297,000
奈良県	約 206,000	約 124,000	約 83,000	約 337,000	約 169,000	約 169,000	約 291,000	約 87,000	約 204,000
和歌山県	約 429,000	約 266,000	約 162,000	約 456,000	約 261,000	約 195,000	約 459,000	約 138,000	約 321,000
鳥取県	約 2,300	約 1,400	約 900	約 2,700	約 1,300	約 1,300	約 2,400	約 700	約 1,700
島根県	約 1,700	約 1,000	約 700	約 2,300	約 1,200	約 1,200	約 1,900	約 600	約 1,300
岡山県	約 188,000	約 114,000	約 74,000	約 297,000	約 150,000	約 148,000	約 243,000	約 73,000	約 170,000
広島県	約 316,000	約 197,000	約 118,000	約 297,000	約 156,000	約 141,000	約 261,000	約 78,000	約 183,000
山口県	約 53,000	約 34,000	約 20,000	約 44,000	約 23,000	約 21,000	約 38,000	約 11,000	約 27,000
徳島県	約 448,000	約 282,000	約 166,000	約 451,000	約 283,000	約 167,000	約 473,000	約 142,000	約 331,000
香川県	約 249,000	約 155,000	約 94,000	約 279,000	約 150,000	約 129,000	約 247,000	約 74,000	約 173,000
愛媛県	約 603,000	約 374,000	約 230,000	約 649,000	約 364,000	約 285,000	約 647,000	約 194,000	約 453,000
高知県	約 544,000	約 340,000	約 204,000	約 549,000	約 343,000	約 206,000	約 592,000	約 178,000	約 414,000
福岡県	約 19,000	約 12,000	約 6,600	約 8,200	約 4,100	約 4,000	約 7,300	約 2,200	約 5,100
佐賀県	約 100	約 60	約 40	約 200	約 100	約 100	約 100	約 40	約 80
長崎県	約 29,000	約 19,000	約 10,000	約 9,200	約 4,700	約 4,500	約 7,600	約 2,300	約 5,300
熊本県	約 36,000	約 22,000	約 14,000	約 43,000	約 21,000	約 21,000	約 38,000	約 12,000	約 27,000
大分県	約 201,000	約 128,000	約 73,000	約 165,000	約 95,000	約 70,000	約 143,000	約 43,000	約 100,000
宮崎県	約 369,000	約 231,000	約 138,000	約 404,000	約 232,000	約 172,000	約 400,000	約 120,000	約 280,000
鹿児島県	約 56,000	約 34,000	約 21,000	約 51,000	約 26,000	約 25,000	約 47,000	約 14,000	約 33,000
沖縄県	約 9,300	約 6,000	約 3,200	約 2,000	約 1,000	約 1,000	約 1,900	約 600	約 1,300
合計	約 9,939,000	約 6,073,000	約 3,865,000	約 12,284,000	約 6,455,000	約 5,829,000	約 11,950,000	約 3,585,000	約 8,365,000

（注1）－：わずか

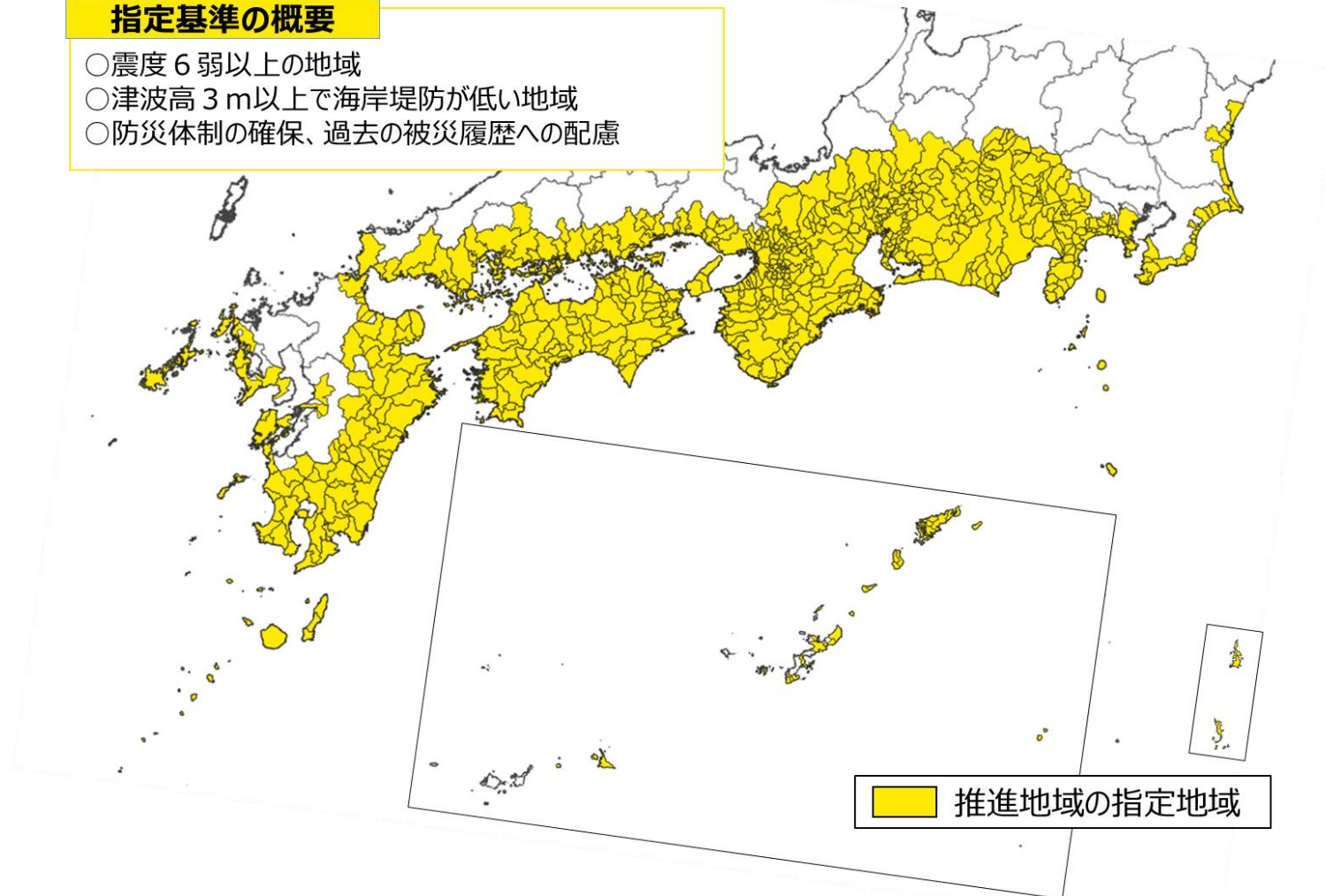
（注2）都府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

臨時情報の発表に伴い防災対応をとるべき地域は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第3条に基づき指定されている「**南海トラフ地震防災対策推進地域**」である。

南海トラフ地震防災対策推進地域の地方公共団体及び指定公共機関においては、同法第5条に基づき「南海トラフ地震防災対策推進計画」を、また、同地域の事業者においては同法第7条に基づき、「南海トラフ地震防災対策計画」を作成することとなっており、臨時情報発表時の防災対応は、その中に記載すべき事項の一つと定められている。

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン 概要版

令和7年8月（改訂）

I . 共通編

南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ沿いの想定震源域で一定規模以上の地震が発生した場合等に、続けて大規模地震が発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まった場合に発表される情報
先発地震の発生場所や規模等によって「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」や「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等が発表され、これを受けて国は情報の種類に応じた防災対応を呼び掛ける

時間差を置いて発生する地震は、**先発地震と後発地震の間の行動によって被害の程度が大きく変わる**ことから、**臨時情報の発表を受けて事前避難等の防災対応をとることで、後発地震が発生した場合における人的被害等の軽減が期待**される

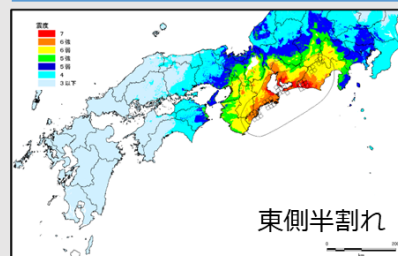
一方、現時点の科学的な知見では、地震発生時期・規模・場所についての**確度の高い予測は困難**であり、臨時情報が発表されたとしても、**後発の大規模地震が発生するかどうかは不確定**

「各主体が、臨時情報の種類、各地域のリスクや各業種の特徴などの**実情を考慮して自らの行動を自ら決める**」ことが重要

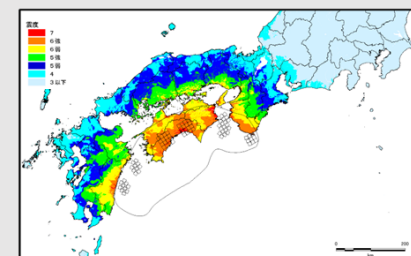
臨時情報が発表された際に戸惑うことなく防災対応をとるために「**臨時情報が発表された時の行動はあらかじめ決めておく**」ことが有効

時間差を置いて発生する地震の被害想定

(令和7年3月31日公表 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書より)



東側半割れ



	先発地震 東半割れ	後発地震 西半割れ
揺れによる全壊棟数	約 684,000棟	約 594,000棟 ※単独で発生するより31,000棟の被害が増加。
津波による死者 (後発地震では先発地震の影響による避難意識が高くなると設定)	約 29,000人	単独で発生する場合の約66,000人に対し、 約 13,000人
津波による死者 (上記に加え、早期に津波が到達する地域の住民が事前避難をした場合)		単独で発生する場合の約66,000人に対し、 約 700人

留意事項：今回想定した時間差で発生する地震はあくまで一例であり、それ以外の多様なパターンも想定されることに注意が必要
 ・最大クラスの半割れモデルで推計した揺れや津波であり、必ずしも過去に発生した地震を再現するものではない。
 ・最初の地震の影響による堤防の破壊や地殻変動については、2回目の地震による津波推計では考慮していない。

住民

「**自らの命は自らが守る**」という原則に基づき、臨時情報が発表されたときの**自らの行動を自ら判断**する

地方公共団体

「**地域や利用者等の安全確保**」と「**社会経済活動の継続**」との**バランスを考慮**しつつ、臨時情報が発表されたときの**自らの行動を自ら判断**し、あらかじめ決めておく。

事業者

日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるために、**平時から地震に備えた事前対策を進めることも重要**

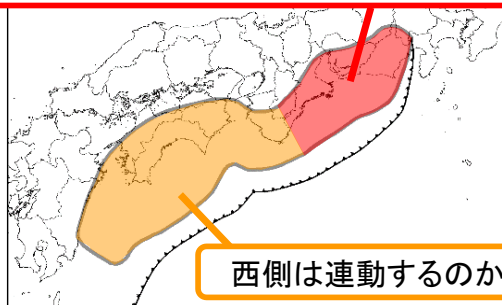
南海トラフ沿いで速報的な評価で算出された**M6.8以上の地震**が発生した場合や**プレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり**等が発生した場合、南海トラフ地震との関連性について調査を開始し、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された際には、以下の3ケースに応じた防災対応をとる。

① 半割れケース（大規模地震 M_w^* 8.0 以上）

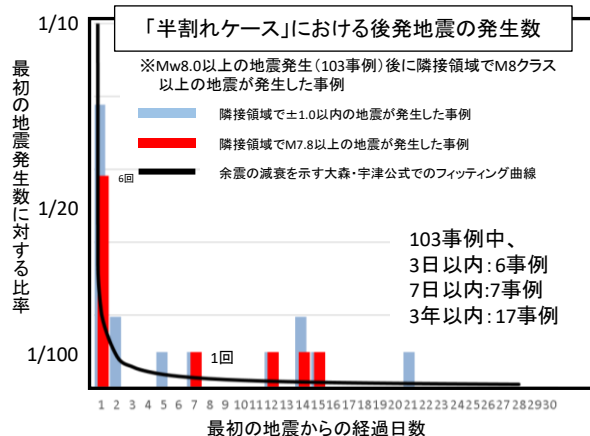
<評価基準>

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において **M_w 8.0以上**の地震が発生した場合

南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生



西側は連動するの?



7日以内に発生する頻度は
十数回に1回程度
(7事例/103事例→**約7%**)
→通常の**100倍程度**の頻度

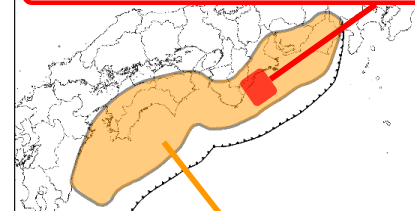
※通常
「30年以内に80%程度」の確率を
7日以内に換算すると
おおむね千回に1回程度
→おおむね0.1%程度

② 一部割れケース（前震可能性地震 M_w^* 7.0 以上）

<評価基準>

南海トラフ沿いの想定震源域及びその周辺において **M_w 7.0以上**の地震が発生した場合（半割れケースの場合を除く）

南海トラフで地震(M7クラス)が発生



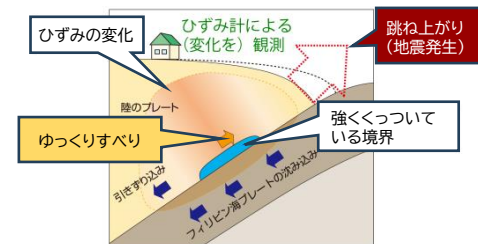
南海トラフの大規模地震の前震か?

7日以内に発生する頻度は
数百回に1回程度
(6事例/1,437事例→**約0.4%**)
→通常の**数倍程度**の頻度

③ ゆっくりすべりケース

<評価基準>

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面において、ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような**通常とは異なるゆっくりすべり**が観測された場合



* M_w : モーメントマグニチュード 震源断層の断層面積と断層すべり量等から求められ、地震波の最大振幅から求22る他のマグニチュードと異なり、頭打ちになることはなく、国際的にも共通して広く用いられている。
なお、このマグニチュードを求めるには若干時間を要する。

観測した
異常な現象

南海トラフ沿いの想定震源域
又はその周辺で
速報的な評価で算出された**M6.8以上**
の地震が発生

南海トラフ沿いの想定震源域の
プレート境界面で
**通常とは異なる
ゆっくりすべりが
発生した可能性**

異常な現象に
対する評価

「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表

有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し
起こった現象を評価

半割れケース

**プレート境界の
Mw 8.0以上
の地震（※1）**

一部割れケース

**Mw 7.0以上
の地震（※2）**

ゆっくりすべり
ケース

**ゆっくりすべり
（※3）**

左の条件を
満たさない
場合

評価の結果
発表される情報
（最短約2時間後）

**南海トラフ地震臨時情報
（巨大地震警戒）**

**南海トラフ地震臨時情報
（巨大地震注意）**

**南海トラフ地震臨時情報
（調査終了）**

※1 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw7.0以上、Mw8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

南海トラフ地震臨時情報
(巨大地震警戒)

緊急地震速報 数秒～十数秒後

大津波警報等 2～3分後

気象庁記者会見 1時間後
※休日夜間は2時間後
先発地震についての解説・注意喚起

地震発生

約30分後

南海トラフ地震臨時情報
(調査中)

大規模地震の発生可能性について調査を開始した旨等を発表

最短
約2時間後南海トラフ地震臨時情報
(巨大地震警戒)

大規模地震の発生可能性が相対的に高まっている旨等を発表

国から地方公共団体への指示
及び国民に対する周知

日頃の備えを再確認するとともに、事前避難対象地域では一週間避難を継続する旨等を発表(巨大地震警戒対応)

内閣府・気象庁合同記者会見
大規模地震発生の可能性及び防災対応について解説

1週間後

国から国民に対する呼び掛け

避難は解除し、日頃からの地震の備えの再確認等、1週間地震に備える旨等を発表(巨大地震注意対応)

内閣府・気象庁合同記者会見
巨大地震警戒対応の終了及び今後1週間の巨大地震注意対応の実施、地震活動・地殻変動等について解説

2週間後

国から国民に対する呼び掛け

地震の発生に注意しながら、通常の生活を送る旨等を発表

内閣府・気象庁合同記者会見
巨大地震注意対応の終了及び地震活動・地殻変動等について解説

南海トラフ地震臨時情報
(巨大地震注意)

※Mw7.0以上の地震の場合

緊急地震速報 数秒～十数秒後

津波警報等 2～3分後

気象庁記者会見 1時間後
※休日夜間は2時間後
先発地震についての解説・注意喚起

地震発生

約30分後

南海トラフ地震臨時情報
(調査中)

大規模地震の発生可能性について調査を開始した旨等を発表

最短
約2時間後南海トラフ地震臨時情報
(巨大地震注意)

大規模地震の発生可能性が相対的に高まっている旨等を発表

国から国民に対する呼び掛け

日頃からの地震の備えの再確認等、1週間地震に備える旨等を発表(巨大地震注意対応)

内閣府・気象庁合同記者会見
大規模地震発生の可能性及び防災対応について解説

1週間後

国から国民に対する呼び掛け

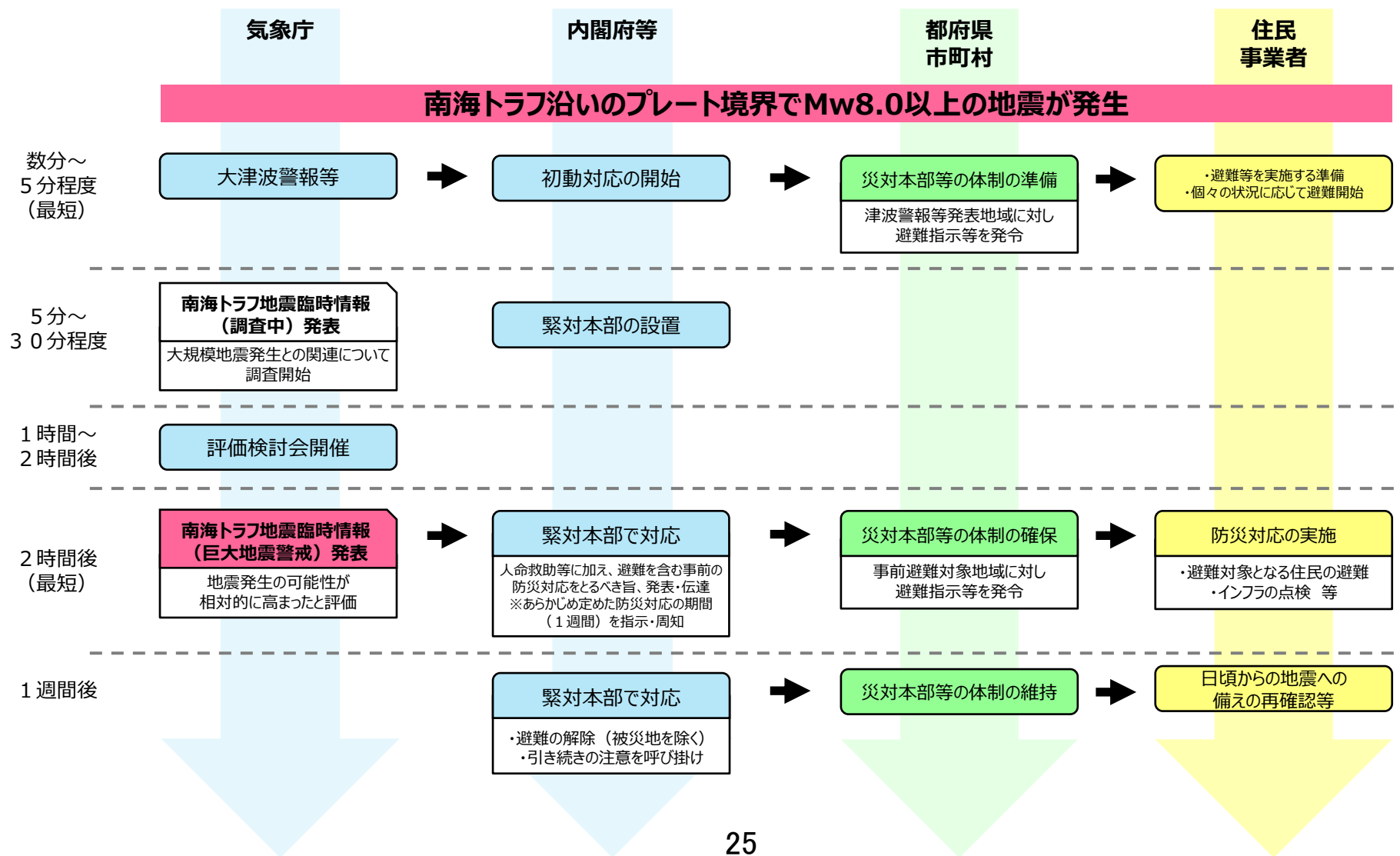
地震の発生に注意しながら、通常の生活を送る旨等を発表

内閣府・気象庁合同記者会見
巨大地震注意対応の終了及び地震活動・地殻変動等について解説

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において**Mw8.0以上の地震発生**から最短2時間後、後発地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合には、**南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）**を発表。

政府は、地方公共団体に対してあらかじめ定めた**巨大地震警戒対応**を1週間とるべき旨を指示。

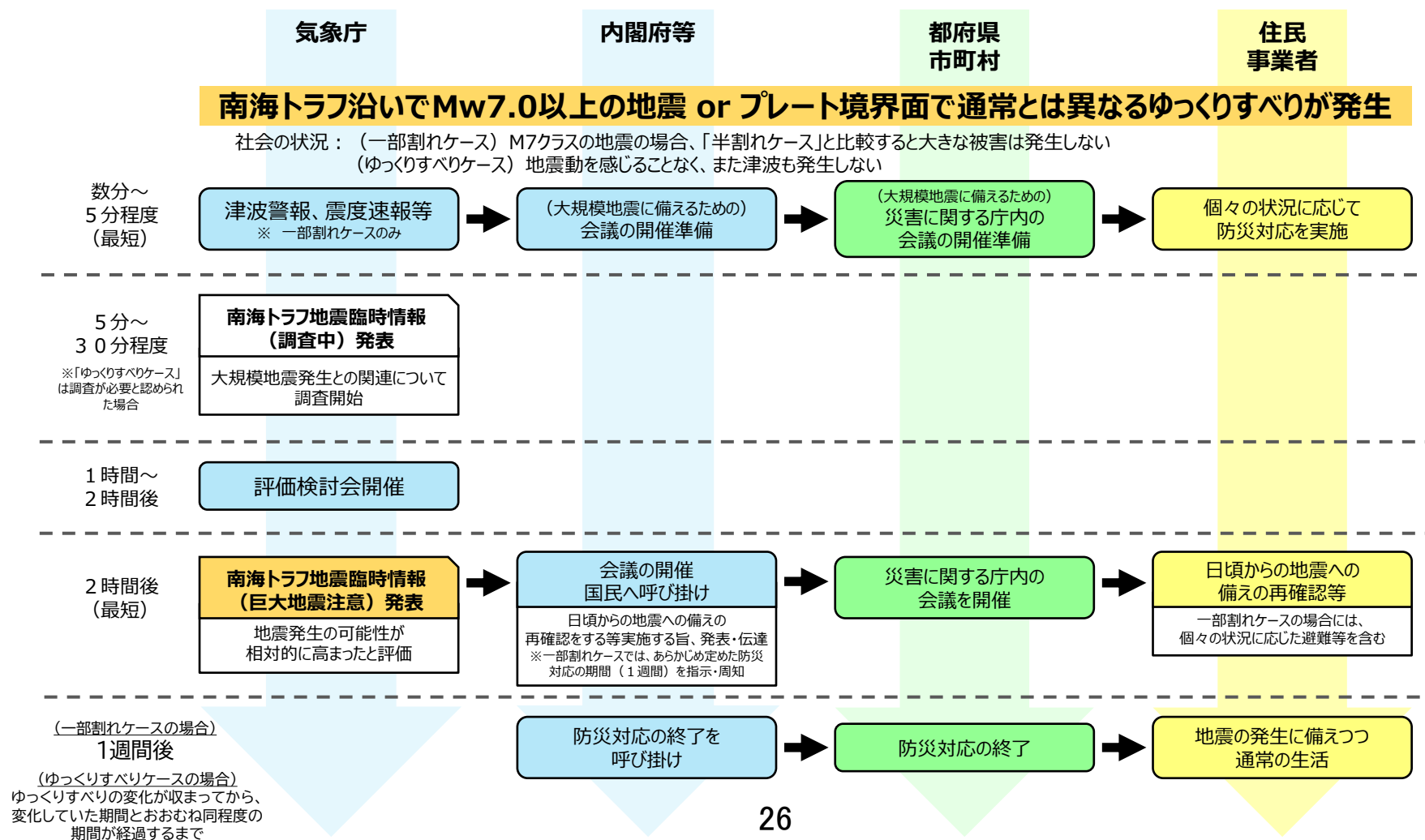
1週間経過後、引き続き**巨大地震注意対応**をとるべき旨を呼び掛け。



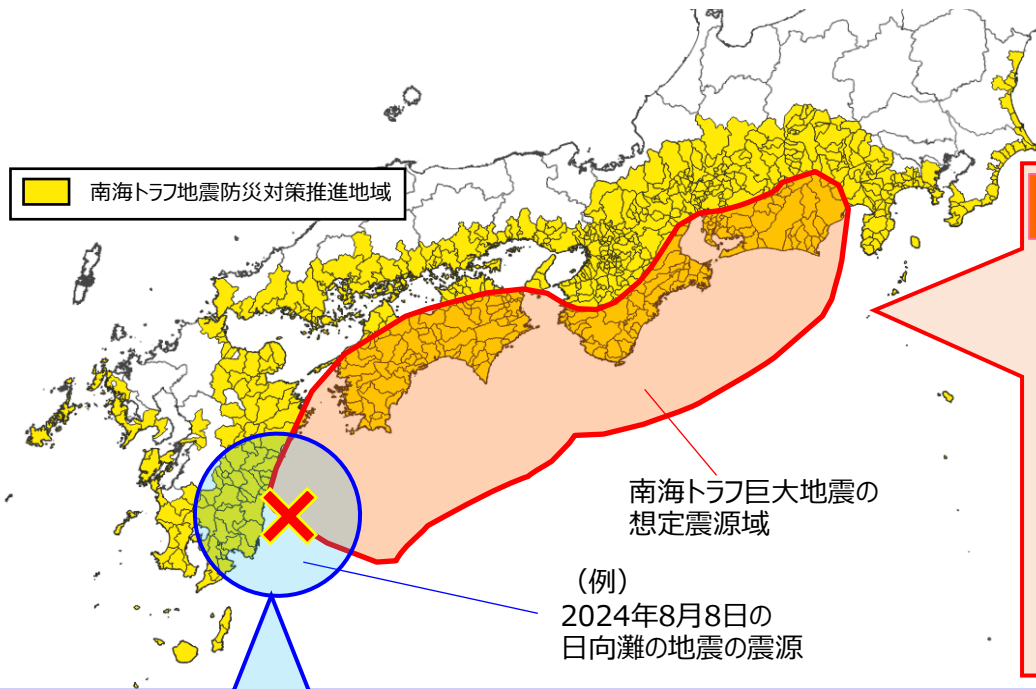
南海トラフ沿いで**Mw7.0以上の地震**発生から最短2時間後、もしくは**通常とは異なるゆっくりすべりが発生**している可能性があることを確認してから数時間後、後発地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合には、**南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）**を発表。

政府は、地方公共団体に対してあらかじめ定めた**巨大地震注意対応**を1週間（ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）とすべき旨を指示。

上記期間経過後、巨大地震注意対応を終了し、地震の発生に備えつつ通常の生活に戻る旨を呼び掛ける。



気象庁が大地震発生後に記者会見等で呼び掛けている「**大地震後の地震活動の見通し**」と、臨時情報発表時に国から呼び掛ける「**臨時情報発表に伴う呼び掛け**」を混同しないよう、注意が必要である。



南海トラフ地震臨時情報に伴う呼び掛け

【目的】 **南海トラフ沿いの想定震源域**で発生する後発の大規模地震に伴う揺れや津波への注意の呼び掛け

【呼び掛け対象エリア】 **「南海トラフ地震防災対策推進地域」**

【臨時情報の内容】

南海トラフ沿いの想定震源域では、大規模地震の発生可能性が**平常時と比べて相対的に高まっている**と考えられます。

【国からの呼び掛け】

津波警報等が発表されたら直ちに避難することが重要です。
推進地域では、特別な備えの実施や、日頃からの地震への備えの再確認をお願いします。（巨大地震注意の場合）

大地震後の地震活動の見通し

【目的】 **揺れの強かった地域**で引き続き発生する地震への注意の呼びかけ

【呼び掛け対象エリア】 **基本的に揺れの強かった地域**

【呼びかけイメージ】

- 過去の事例では、大地震発生後に当該地域で同程度の地震が発生した割合は1～2割あることから、**揺れの強かった地域では、地震発生から1週間程度、最大震度6弱程度の地震に注意**してください。
- 特に今後2～3日程度は、規模の大きな地震が発生することが多くあります。

地震発生から1週間、**巨大地震警戒対応**として、臨時情報の発表に伴い防災対応をとるべき地域では、安全な避難場所・避難経路の確認や家具の固定など【**日頃からの地震への備え**】の再確認、及び、昼夜問わず津波警報等が発表されても速やかに避難し命を守ることができるよう、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など【**特別な備え**】を実施し、その上で社会経済活動を継続する。

津波の到達が早く、事前の避難が必要な地域では、市町村の指示に従い、対象者は【**事前避難**】を行う。

地震発生から1週間、後発地震が発生しないまま経過した場合には、その後更に1週間、**巨大地震注意対応**をとる。

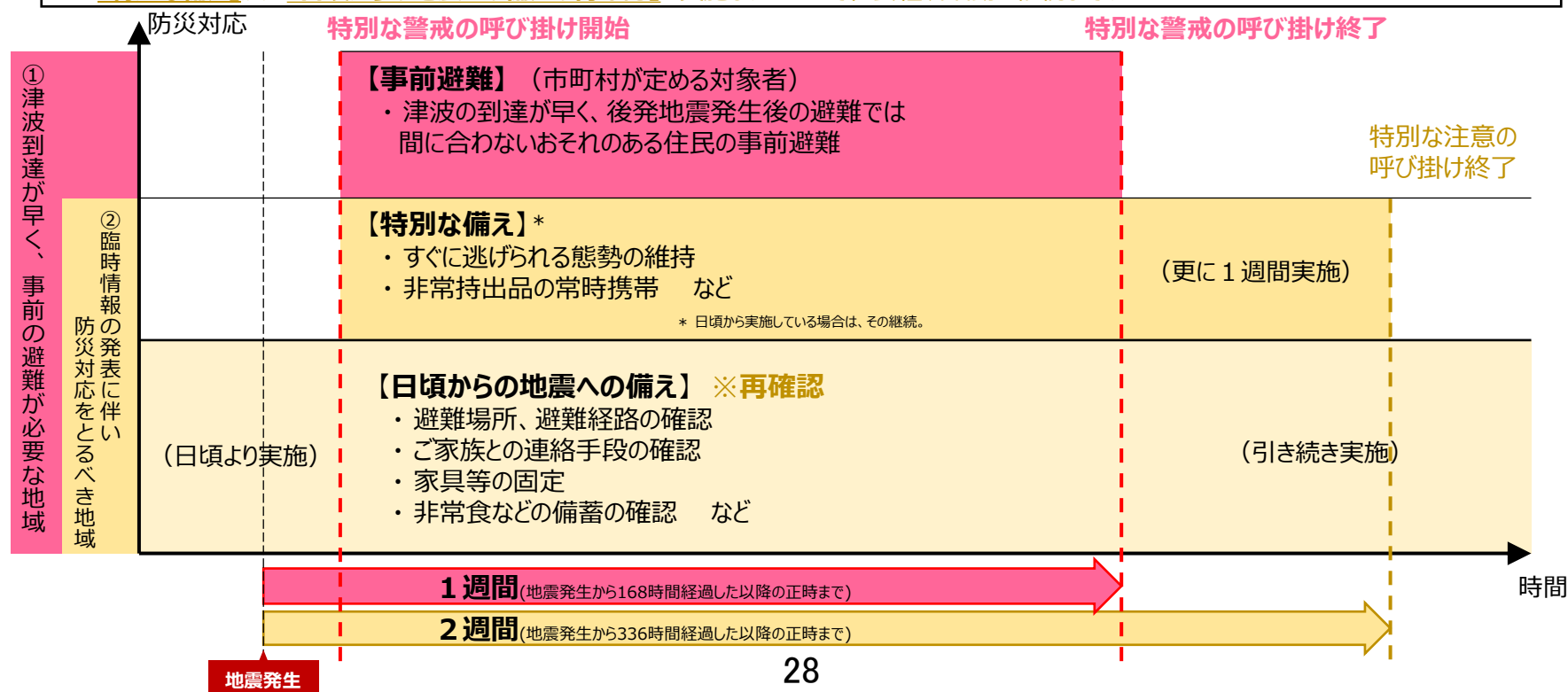
臨時情報発表に伴う特別な警戒

<①津波到達が早く、事前の避難が必要な地域>

- ・お住まいの**市町村の指示に従い、対象者は事前避難**。事前避難対象者以外は「**特別な備え**」及び「**日頃からの地震への備えの再確認**」を実施し、その上で社会経済活動を継続してください。

<②臨時情報の発表に伴い防災対応をとるべき地域>

- ・「**特別な備え**」及び「**日頃からの地震への備えの再確認**」を実施し、その上で社会経済活動を継続してください。



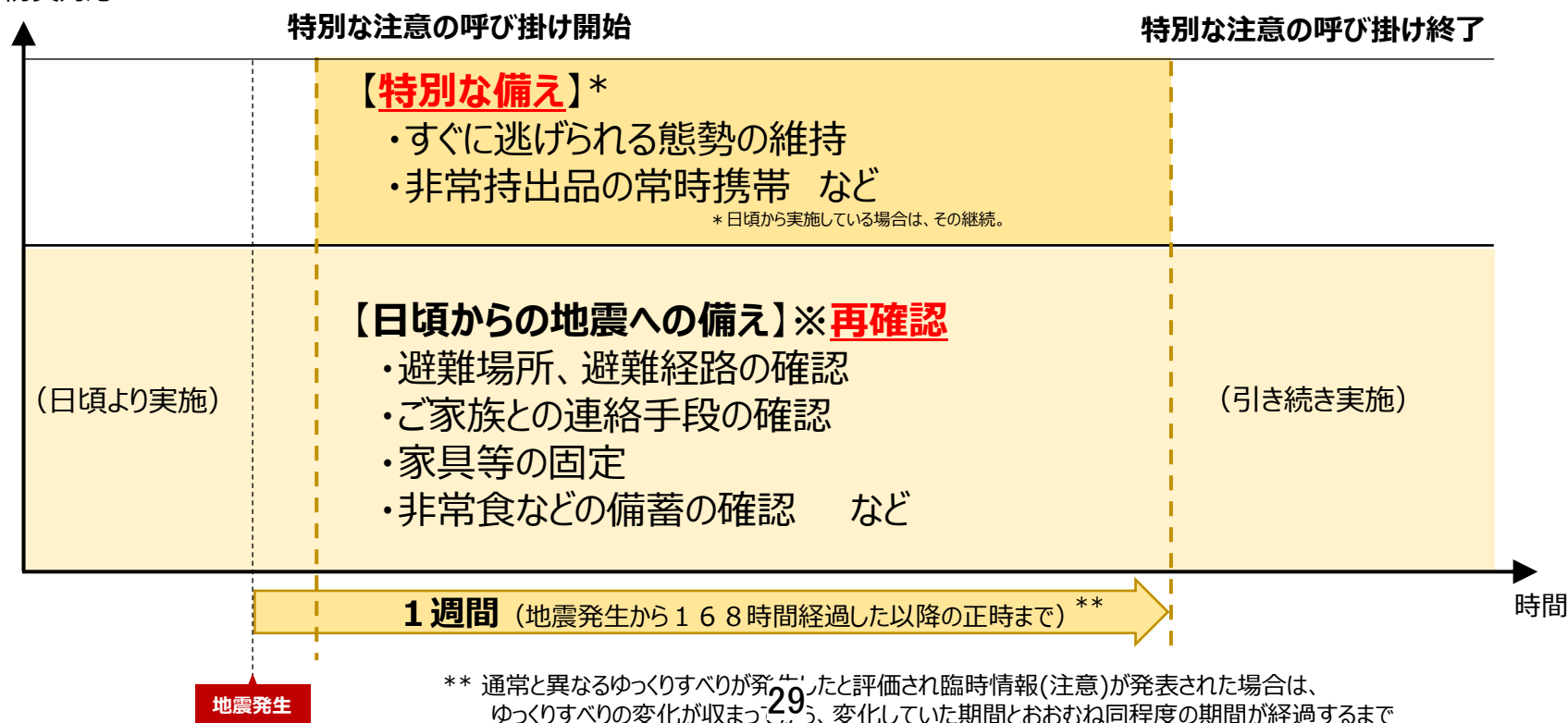
地震発生から1週間、**巨大地震注意対応**として、臨時情報の発表に伴い防災対応をとるべき地域では、安全な避難場所・避難経路の確認や家具の固定など【**日頃からの地震への備え**】の再確認、及び、昼夜問わず津波警報等が発表されても速やかに避難し命を守ることができるよう、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など【**特別な備え**】を実施し、その上で社会経済活動を継続する。

臨時情報発表に伴う特別な注意

＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に伴い防災対応をとるべき地域＞

- ・「**特別な備え**」及び「**日頃からの地震への備えの再確認**」を実施し、その上で社会経済活動を継続してください。

防災対応



** 通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価され臨時情報(注意)が発表された場合は、ゆっくりすべりの変化が収まっていなかったり、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまで

Ⅲ. 事業者編

事業者等は、南海トラフ地震を想定して策定している事業継続計画（BCP）を確認し、自社の脆弱性を把握する。（①）
 その上で、今回検討する防災対応の前提となる臨時情報発表時の社会状況等の諸条件を確認する。（②）
 これらを踏まえて、臨時情報発表時にとるべき対応を検討していく。（③）

①南海トラフ地震に関する自社BCPの確認

防災対応の検討のために、地震による事業者等の施設又は業務等の脆弱性を認識し、それに対する措置を考える。

②臨時情報発表時に想定される社会状況等の諸条件の確認

臨時情報が発表された際に想定される社会状況や、各市町村が定める事前避難対象地域の位置を把握する。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 発表時の社会状況

事前避難対象地域内

- 事前避難対象地域に居住している従業員が避難所等で避難生活を送っている
- 事前避難対象地域内の学校が臨時休業
- 一部の交通機関の停止
→出勤可能な従業員の減少
- 事前避難対象地域や先発地震での被災地域に位置する取引先の事業停止
→必要な経営資源の調達困難

事前避難対象地域外

- ライフラインは原則として継続
- 多くの地域で地震の発生に注意しながら通常の社会経済活動が営まれている

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 発表時の社会状況

- 学校や交通機関は通常どおり機能している
- 日常の生活と大きく変わらない状況

③具体的な防災対応の検討

既存BCPや前提となる諸条件を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）あるいは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時に実施する具体的な防災対応について検討する。

<臨時情報発表時の防災対応の基本的な考え方>

- 臨時情報発表時、事業者等は日頃からの地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、**できる限り事業を継続することが望ましい。**
- ただし、住民事前避難地域内での**明らかに生命に危険が及ぶ活動等に対しては、それを回避する措置を実施することが必要である。**

事前避難対象地域内の事業者等は、「従業員等の安全確保」を確実に実施する。

臨時情報の発表に伴い防災対応をとるべき地域に位置するすべての事業者等は「日頃からの地震への備えの再確認」を中心とした防災対応を実施する。このうち、不特定多数の者が利用する施設等を管理・運営する事業者等は、「施設及び設備等の点検」を確実に実施する。

①津波到達が早く、事前の避難が必要な地域（事前避難対象地域）に位置する事業者等

- **事前に作成した事業継続計画等を確認し**、通常通りの企業活動をした場合に従業員や利用者等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避するため、市町村が発令する**避難指示に従い、従業員や利用者等を避難させる等の措置**を実施する。

※ ただし、事業継続しながら危険回避措置をとることができる場合は、十分な危険回避措置をとった上で、事業を継続。

②臨時情報の発表に伴い防災対応をとるべき地域に位置する事業者等

- **事前に作成した事業継続計画等を確認し**、
 - ・ 新たな大規模地震が発生した場合に被害が生じるおそれのある施設や設備の破損等を防止するための**点検・確認**
 - ・ 後発地震が発生した場合に**被災リスクの高い活動の回避**

等の措置を実施した上で、一部の従業員が出社できない可能性があることや被災地における関連業務への影響等を踏まえ、**企業活動を効率的に継続するための措置**を実施する。

施設や設備等の点検・確認

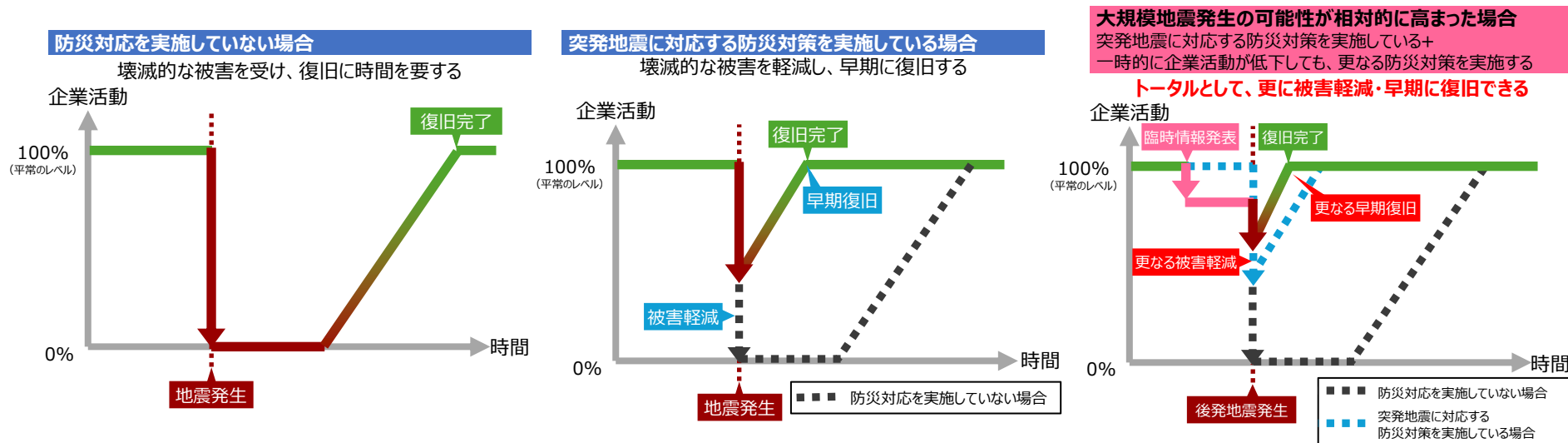
- ・ 主要生産設備の点検
- ・ 施設の耐震診断結果に基づく危険個所の点検
- ・ 転倒・落下物の危険個所の点検
- ・ 緊急用自動車の点検 等

被災リスクの高い活動の回避

- ・ 輸送時や移動時の使用道路の変更
- ・ 事前避難対象地域に位置する関連企業の対応状況の確認
- ・ 住まいや出勤経路が事前避難対象地域に位置する従業員の対応指示 等

後発地震の発生した場合の被害軽減・早期復旧のため、**南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）**発表時に、一定期間継続的に**普段以上に警戒した防災行動を行う措置をあらかじめ検討することが望ましい。**

また、それぞれの特性を活かして、後発地震に備えた地域における防災対応に貢献することが望ましい。



普段以上に警戒する措置（例：運送関係）

- ✓ 輸送ルートを津波の危険のある沿岸部から内陸部に変更
- ✓ 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化
- ✓ 利用する港の変更
- ✓ 荷物の平積み措置 など

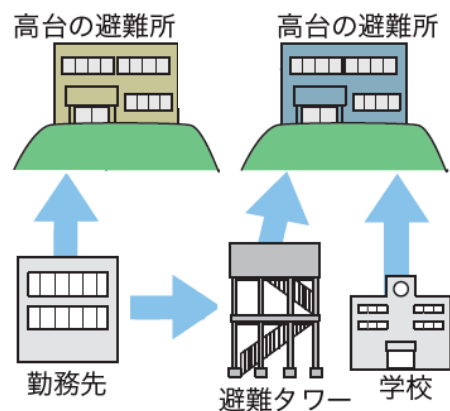
地域への貢献の例

- ✓ 生活必需品等の調達が困難な避難者に対して、必要な物資の提供等の支援（小売業者等）
- ✓ 避難所等の住民のメンタルヘルスケア、要援護者に対するケア等の支援（医療・福祉事業者等）
- ✓ 避難先としての敷地の開放や、物資や資機材の供与・貸与等の支援（製造業者等） など

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時、事業者等は揺れを感じたり、津波警報等が発表されたりした場合に、従業員や施設利用者が直ちに避難できる態勢をとった上で、社会経済活動を継続することを基本とする。

＜事業者等がとるべき巨大地震注意対応＞

- ・避難場所、避難経路及び避難誘導手順の再確認の徹底
- ・従業員や施設利用者への情報の正確かつ迅速な伝達など



避難経路、避難誘導手順等の再確認



従業員や施設利用者への情報伝達

南海トラフ地震防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引

目次

1 一般的事項

- (1) 対策計画及び南海トラフ地震防災規程
- (2) 計画等の作成義務者
- (3) 計画等の作成指導機関及び提出先
- (4) 計画等の作成期限
- (5) 計画等を変更した場合の措置
- (6) 作成すべき計画等
- (7) 南海トラフ地震防災規程相互間の関係
- (8) 南海トラフ地震防災規程の形式
- (9) 提出書類の種類、部数等

2 計画等に定めるべき事項

3 計画等の作成の前提条件

4 対策計画（南海トラフ地震防災規程）の作成要領

- (1) 防災体制の確立
- (2) 情報の収集・伝達
- (3) 避難
- (4) 時間差発生等における避難
- (5) 訓練
- (6) 教育及び広報

別紙 1 作成義務者の一覧表

別紙 2 対策計画の基本となるべき事項

参考 対策計画届出書類等の様式

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則第 2 条
第 1 ～ 3 項関係）

1 一般的事項

(1) 対策計画及び南海トラフ地震防災規程

ア 南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）とは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、津波に係る地震防災対策に関し作成を義務付けられた計画をいうものである。

イ 南海トラフ地震防災規程とは、法第8条の規定により、関係法令に基づく防災又は保安に関する計画又は規程（例えば、消防法に基づく消防計画又は予防規程等）に、対策計画に定める事項を定めた場合、当該事項について定めた部分をいうものである。

(2) 計画等の作成義務者

指定された南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）内において、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき都府県知事が設定する津波浸水想定（当該津波浸水想定が未設定の場合は、国が作成した南海トラフ巨大地震の津波による浸水想定に準じ、都府県知事が設定し、公表した津波による浸水想定）において、水深30cm以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（以下「政令」という。）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者（推進計画の作成義務者を除く。）が、対策計画又は南海トラフ地震防災規程（以下「計画等」という。）の作成義務者である。

(3) 計画等の作成指導機関及び提出先

計画等の作成指導は、それぞれの計画等の受理機関が行うものである。

計画等の提出先は、次のとおりである。

ア 対策計画の場合、都府県知事

イ 南海トラフ地震防災規程の場合、関係法令の規定に基づく計画又は規程の許認可権限者又は届出受理者（別紙1参照）

(4) 計画等の作成期限

計画等の作成期限は、次のとおりである。

ア 当該地域内において政令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営することとなる者

期限：施設又は事業の開業前（法第7条第1項）

イ 推進地域の指定の際、当該地域内において政令第3条各号に掲げる施設又は事業を現に管理し、又は運営している者

期限：当該指定のあった日から6ヶ月以内（法第7条第2項）

(5) 計画等を変更した場合の措置

計画等を変更した者が、施設の拡大、事業内容の変更等により当該計画等を変更する必要がある場合の手続は次のとおりである。

ア 対策計画の場合、遅滞無く届け出ること（法第7条第6項）。

イ 南海トラフ地震防災規程の場合は、それぞれの法令の規定による手続によること。

(6) 作成すべき計画等

(2)に掲げる作成義務者は、対策計画又は南海トラフ地震防災規程のいずれかを作成するもので(別紙1参照)、対策計画と南海トラフ地震防災規程を重複して作成する必要はないものである。

ア 対策計画は、イに該当しない者で、法の適用を受ける施設又は事業を管理又は運営する者が作成するものである。

イ 南海トラフ地震防災規程は、関係法令の規定により、防災又は保安に関する計画又は規程の作成を義務づけられている施設又は事業を管理又は運営する者が作成するものである。なお、大規模地震対策特別措置法第二条第十二号に基づき東海地震防災応急計画は、南海トラフ地震防災規程の適用を受けることとなっている。

(7) 南海トラフ地震防災規程相互間の関係

ア 施設又は事業で複数の法令の適用を受けることにより、消防計画、予防規程等複数の計画又は規程の作成を義務づけられているものについては、施設又は事業を管理し、又は運営する者が、それぞれの計画又は規程において、南海トラフ地震防災規程を定める必要がある。

この場合、それぞれの計画又は規程相互間に矛盾や不統一が生じないように、一体性、整合性を保つため、共通する部分は同文で定めること。

イ 消防法第8条第1項の規定の適用をうける複合用途防火対象物に係る南海トラフ地震防災規程は、権原者ごとのもの(消防法施行規則第3条第6項)及び建物全体に関するもの(消防法施行規則第4条第4項)の両方を作成する必要がある。

(8) 南海トラフ地震防災規程の形式

南海トラフ地震防災規程は、既存の計画又は規程にとけこむ形式又は別冊として作成する形式が考えられるが、届出等を要するのは南海トラフ地震防災規程の部分のみであるので、別冊として作成することが望ましい。

(9) 提出書類の種類、部数等

ア 対策計画の場合

届出

(ア) 別記様式第1の届出書	1部	}	都府県知事へ提出
(イ) 計画書(正本)	1部		
(ウ) 添付書類	1部		

写しの送付

(ア) 別記様式第2の送付書	1部	}	市町村長へ送付
(イ) 計画書の写し	1部		
(ウ) 添付書類	1部		

イ 南海トラフ地震防災規程の場合

届出

(ア) それぞれの法令で定める届出書等	それぞれの法令で定める部数	}	それぞれの法令で定める 提出先へ提出
(イ) 計画書	それぞれの法令で定める部数		
(ウ) 添付書類	それぞれの法令で定める部数		

写しの送付

(ア) 別記様式第3の送付書	1部	} 市町村長へ送付
(イ) 計画書の写し	1部	
(ウ) 添付書類	1部	

2 計画等に定めるべき事項

計画等に定めるべき事項は、①南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項、②時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項、③南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、④地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とされているが、法の規定によりこれらの事項の基本となるべき事項は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）で定められている。これを「計画等に明示すべき事項」と「計画等の作成に当たって留意すべき事項」に区分すると別紙2のとおりとなる。

計画等を作成する場合は、震災予防対策及び地震時の災害応急対策相互間の連続性、整合性を保つよう十分注意する必要がある。

なお、南海トラフ地震防災規程については、関係法令において定めるべき事項を規定しているので、作成に当たっては、関係法令、通達等を参照する必要がある。

また、計画内容については、基本計画を基本として作成することになるが、この場合、施設又は事業の特性、立地条件、規模等を勘案して作成する必要がある。

関係自治体においては、地域の実情が適切に反映された実効性のある計画となるよう、関係機関と協力し対策計画等の作成指導にあたること。

3 計画等の作成の前提条件

計画等の作成にあたっては、施設又は事業所が所在する地域について、都府県が作成している科学的に想定し得る最大規模の地震・津波による津波浸水想定（浸水域、浸水深、到達時間等）を前提に、施設又は事業所にとって最も厳しい条件を想定し、これまでの地震・津波対策の延長では十分な対応が困難となる場合があることも考慮し、検討する必要がある。

なお、計画等の作成にあたっては、以下の点に留意されたい。

- (1) 施設又は事業所が所在する地域における津波の浸水想定では、津波の浸水深は30 cm以上であるが、浸水深が30 cm以上に達すると、津波に巻き込まれた人は避難行動がとれない（動けない）状況となること。
- (2) 津波の到達時間が極めて短い地域が存在し、素早い避難の確保が重要であること。
- (3) 広範囲にわたり強い揺れ（震度6弱以上）が想定されているが、震度6弱とは、耐震性の低い住宅では倒壊するものがあり、耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがある揺れ方であり、また、多くの人が立っていることができない程度の揺れ方であること。

4 対策計画（南海トラフ地震防災規程）の作成要領

(1) 防災体制の確立

営業者及び従業員の職務分担並びに指揮命令系統について定めること。

(2) 情報の収集・伝達

営業者又は従業員の地震発生直後の対応として、施設内の顧客、観客又は宿泊者等（以下「顧客等」という。）及び全従業員に対し、地震及び津波に関する事項並びに津波からの避難に関する措置等を直ちに伝達する方法について定めること。

(3) 避難

ア 避難場所及び避難経路を示す図面等の施設内への常時掲示、地震が発生した場合の顧客等に対する避難場所等への避難誘導方法等について定めること。

なお、避難場所・避難経路の選定にあたっては、津波の浸水が予測される区域は必ず避けるなど慎重に行うこと。

イ 顧客等の避難誘導後における営業者及び従業員の避難場所への避難について定めること。

ウ 顧客等の避難誘導に関し、従業員は速やかに配置につくよう定めること。

(4) 時間差発生等における避難

南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項について定めること。

(5) 訓練

ア 営業者又は防火管理者が従業員を対象に実施する津波避難訓練の実施回数及び他の機関等が実施する地震防災訓練への従業員の参加について定めること。

なお、訓練に際しては、避難経路が通行不能の場合等様々な状況を想定した実効性のある訓練に努めること。

イ ビルの地階又は上層階にあり直接地上への出口をもたない施設にあつては、訓練の内容として建物からの避難についても定めること。

(6) 教育及び広報

ア 営業者又は防火管理者が従業員を対象に実施する地震防災に関する国、地方公共団体等のウェブサイトに掲載されている防災関連情報や、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用する等の教育及び広報の内容並びに他の機関等が実施する地震防災に関する知識の高揚を図るための講習会等への従業員の参加について定めること。

なお、教育及び広報の内容には、少なくとも次の事項を含めること。

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容

(イ) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(ウ) 地震及び津波に関する一般的な知識

(エ) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(オ) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割

（カ）南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

（キ）南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

イ 顧客等が津波からの避難をはじめ的確な判断に基づいた行動ができるよう、営業者又は従業員が行う広報の実施方法及びその内容について定めること。また、外国人に対しても正しく理解してもらえよう留意すること。

なお、広報の内容には、少なくとも次の事項を含めること。

（ア）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容

（イ）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に、出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

（ウ）正確な情報入手の方法

（エ）防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

（オ）各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識

（カ）各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

別紙1 作成義務者一覧表

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と 根拠法令	提出先	提出部数（写しの部数）	届出書又は送付書に添付する書類
南海トラフ地震に係る地震防災対策 の推進に関する特別措置法施行令 （以下「政令」という。）第3条第1 号に規定する施設	1 項 イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場（30 人） ロ 公会堂又は集会場（30 人） 2 項 イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ類（30 人） ロ 遊技場又はダンスホール（30 人） ハ 性風俗関連特殊営業（30 人） ニ カラオケボックス類（30 人） 3 項 イ 待合、料理店類（30 人） ロ 飲食店（30 人） 4 項 百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場（30 人） 5 項 イ 旅館、ホテル又は宿泊所類（30 人） 6 項 イ 病院、診療所又は助産所（30 人） 8 項 図書館、博物館、美術館類（50 人） 9 項 イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場類（30 人） ロ イ以外の公衆浴場（50 人） 1 0 項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（50 人） 1 1 項 神社、寺院、教会類（50 人） 1 3 項 イ 自動車車庫又は駐車場（50 人） 1 5 項 前各項に該当しない事業場（50 人） 1 6 項の2 地下街（30 人） 1 7 項 文化財建築物（50 人） 【消防法施行令第1条の2第3項】	消防法第8条第1項に規定する消 防計画	消防長（消防本部を置かない市町 村にあつては市町村長）又は消防 署長	1 部（1 部）	当該施設の位置を明らかにした図 面
	1 6 項の3 準地下街（建築物の地階で不特定多数が出入りするもの）	対策計画	知事	1 部（1 部）	同 上
政令第3条第2号に規定する施設	次の複合用途防火対象物で不特定多数の者が出入りするもの （その一部が消防法施行令別表第1の1項から4項、5項イ、6項イ、8 項から11項、13項イ又は15項の防火対象物の用途で、当該用途に供 されている部分の収容人員の合計が30人以上のもの） 【消防法施行令第1条の2第3項】	（1 項から4 項、5 項イ、6 項イ、 9 項イの施設で収容人員30 人以 上のもの及び8 項9 項ロ、10 項、 11 項、13 項イ、15 項の施設で 収容人員5 0 人以上のもの） 消防法第8条第1項に規定する消 防計画	消防長（消防本部を置かない市町 村にあつては市町村長）又は消防 署長	1 部（1 部）	同 上
		（8 項、9 項ロ、10 項、11 項、13 項イ、15 項の施設で収容人員が 30 人以上50 人未満のもの） 対策計画	知事	1 部（1 部）	同 上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と 根拠法令	提出先	提出部数(写しの部数)	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第3号に規定する施設	予防規定を定めなければならない危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所 【危険物の規制に関する政令第37条】	消防法第14条の2第1項に規定する予防規程	市町村長（都府県知事又は総務大臣）	2部（1部） ※危険物の規制に関する規則第62条第2項	同 上
政令第3条第4号に規定する施設	火薬類の製造所（経済産業大臣の許可） 【火薬類取締法第3条】	火薬類取締法第28条第1項に規定する危害予防規程	経済産業大臣又は知事	1部（1部）	同 上
政令第3条第5号に規定する施設	高压ガスを製造する事業所（不活性ガスのみの製造に係る事業所を除く） （都道府県知事の許可） 【高压ガス保安法第5条第1項】	高压ガス保安法第26条第1項に規定する危害予防規程	知事	1部（1部）	同 上
政令第3条第6号に規定する施設	当該施設において通常貯蔵し、又は1日に通常製造し、若しくは取り扱う毒物又は劇物の総トン数が、毒物にあつては20トン以上、劇物にあつては200トン以上の施設 【毒物及び劇物取締法第2条】	対策計画	知事	1部（1部）	同 上
政令第3条第7号に規定する施設	核燃料物資等の製錬施設(3条第1項第2号)、加工施設(13条第2項第2号)、原子炉施設(23条第2項第5号,43条の3の5第2項第5号)、使用済燃料貯蔵施設(43条の4第2項第2号)、再処理施設(44条第2項第2号)、使用施設等(53条第2号) 【核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第3条他】	対策計画	知事	1部（1部）	同 上
政令第3条第8号に規定する施設	第一種事業所及び第二種事業所（石油コンビナート等特別防災区域に所在し、相当量の石油等を取り扱う事業所） 【石油コンビナート等災害防止法第2条第6号】	石油コンビナート等災害防止法第18条第1項に規定する防災規程	市町村長（知事）	1部（1部）	同 上
政令第3条第9号に規定する事業	第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業 （指定公共機関以外の鉄道事業者が対象） 【鉄道事業法第2条第1項】	鉄道に関する技術上の基準を定める省令第3条第1項の実施基準	地方運輸局長	1部（1部）	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
	索道事業（他人の需要に応じ索道による運送を行う事業（旅客の運送を行わないものを除く。）。） 【鉄道事業法第2条第5項】	索道施設に関する技術上の基準を定める省令第3条第1項の細則	地方運輸局長	1部（1部）	同 上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と 根拠法令	提出先	提出部数（写しの部数）	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第10号に規定する事業	軌道を敷設して運輸事業を經營する者 【軌道法第3条】	軌道運輸規則第4条第1項の施設及び車両の整備並びに運転取扱に関して定められた細則	地方運輸局長	1部（1部）	同 上
政令第3条第11号に規定する事業	一般旅客定期航路事業 【海上運送法第2条第5項】	（一般旅客定期航路事業） 海上運送法施行規則第7条の2第1項及び第21条の19第1項の安全管理規程	国土交通大臣又は地方運輸局長	1部（1部）	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面、航路図及び南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
	旅客不定期航路事業 【海上運送法第2条第9項】	（旅客不定期航路事業） 海上運送法施行規則第23条の4において準用する同施行規則第7条の2第1項の安全管理規程	国土交通大臣又は地方運輸局長	1部（1部）	同 上
政令第3条第12号に規定する事業	一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス） 【道路運送法第3条第1号イ】	運行管理規程 （旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項の運行管理規定）	－	－（1部）	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面、運行系統図及び南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
政令第3条第13号に規定する施設	学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校等 1条） 専修学校（124条） 各種学校（134条） 【学校教育法第1条、第124条、第134条】	（収容人員50人（特別支援学校及び幼稚園にあつては30人）以上のもの）消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長（市町村長）又は消防署長	1部（1部）	当該施設の位置を明らかにした図面
		（収容人員50人（特別支援学校及び幼稚園にあつては30人）未満のもの）対策計画	知事	1部（1部）	同 上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と 根拠法令	提出先	提出部数（写しの部数）	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第17号に規定する 事業	人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業（当該事業の用に供する敷地の規模が1万平方メートル以上のものに限る。）（動物園）	対策計画	知事	1部（1部）	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
政令第3条第18号に規定する施設	地方道路公社管理道路 【道路法第2条第1項】 一般自動車道 【道路運送法第2条第8項】	対策計画	知事	1部（1部）	同 上
政令第3条第19号に規定する 事業	基幹放送事業 【放送法第2条第2号】 基幹放送局提供事業 【放送法第118条第1項】	対策計画	知事	1部（1部）	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しを送付した市町村名を明らかにした書面
政令第3条第20号に規定する 事業	ガス事業（ガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業、ガス製造事業） 【ガス事業法第2条第11項】	（ガス小売事業） ガス事業法第24条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣	1部（1部）	同 上
		（一般ガス導管事業） ガス事業法第64条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣		
		（特定ガス導管事業） ガス事業法第84条において準用する同法第64条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣		
		（ガス製造事業） ガス事業法第97条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣		
政令第3条第21号に規定する事業及び施設	水道事業（水道事業（2項）、水道用水供給事業（4項）、専用水道（6項）） 【水道法第3条】	対策計画	知事	1部（1部）	事業にあたって当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しを送付した市町村名を明らかにした書面 施設にあつては当該施設の位置を明らかにした図面

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と 根拠法令	提出先	提出部数（写しの部数）	届出書又は送付書に添付する書類
政令第3条第22号に規定する事業	電気事業（小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、 発電事業） 【電気事業法第2条第1項第16号】	電気事業法第42条第1項に規定 する保安規程	経済産業大臣又は産業保安監督部 長	1部（1部）	当該事業を運営するための主要な 施設の位置を明らかにした図面及 び南海トラフ地震防災規程の写し を送付した市町村名を明らかにし た書面
政令第3条第23号に規定する事業	石油パイプライン事業 【石油パイプライン事業法第2条第3項】	石油パイプライン事業法第27条 第1項に規定する保安規定	経済産業大臣、国土交通大臣及び 総務大臣	1部（1部）	同 上
政令第3条第24号に規定する施設	前各号以外の工場等で、勤務者が1,000人以上の工場等（工場、作業所、 事業場）	消防法第8条第1項に規定する消 防計画	消防長（市町村長）又は消防署長	1部（1部）	当該施設の位置を明らかにした図 面

別紙2 対策計画の基本となるべき事項

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項		
第1 各計画において共通して定めるべき事項		
1 津波に関する情報の伝達等	① 各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法	通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があること。
2 避難対策	② 避難場所、避難経路、その他円滑な避難の確保のために必要な対策等	③ 津波警報等が発表されたとき又はそれらが発表される前であっても大きな揺れを感じたときの的確な避難のためのものであること。
	円滑な避難のために必要な安全確保対策	④ 安全確保対策の実施にあたっては、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。 避難行動要支援者の避難支援、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導についても配慮すること。 避難誘導に従事する者の安全な避難の確保についても定めること。
3 応急対策の実施要員の確保等	具体的な要員の確保	⑤ 1に定める伝達方法及び伝達手段の実態並びに所要要員の不時の欠員に備えた代替要員を考慮すること。
	⑥ 必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する場合において、当該組織の内容等	
第2 個別の計画において定める事項		
1 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定か		

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
つ多数の者が出入りする施設 (1) 津波警報等の顧客等への伝達	⑦ その施設に出入りしている患者、観客、顧客、宿泊者その他不特定かつ多数の者（以下「顧客等」という。）に対し、津波警報等を伝達する方法	① 顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な退避等の行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法の検討をすること。 ② 顧客等が適切な退避行動をとり得るよう避難場所や避難経路、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するための十分な事前検討をすること。
	⑧ 海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう、顧客等に対し伝達する方法	
(2) 顧客等の避難のための措置 (3) 施設の安全性を踏まえた措置	⑨ 顧客等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者	
		⑩ 中・高層の建築物に存する又は入居している施設について、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階（原則として3階以上）を避難場所とすることができるものとする。
2 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設	⑪ 必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止、その他施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置の実施等に関する具体的な事項	⑫ 応急的保安措置の実施等にあたっては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、或いは津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
		確保した上で行うものであること。 当該施設の内外の状況を十分に勘案し、技術的に妥当と考えられるものであること。
3 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者		
(1) 津波警報等の旅客等への伝達	⑬ 旅客等に対し、津波警報等を伝達する方法。 (この場合、発着場等の施設のみならず運行中の列車、船舶、バス等に対する具体的な伝達方法)	⑭ 旅客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な退避等の行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法の検討すること。 旅客等が適切な退避行動をとり得るよう避難場所や避難経路、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するための十分な事前検討すること。
(2) 運行等に関する措置	⑮ 鉄道事業、軌道事業については、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置	
	⑯ 一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業については、港湾施設に被害が生じた場合及び津波による危険が予想される場合においては、出航の中止、目的港の変更又は運行中止、旅客の下船、船舶の安全な海域への退避等の措置の具体的な実施要領	
	⑰ 一般乗合旅客自動車運送事業については、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、交通規制が実施される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置	
4 学校、社会福祉施設	⑱ 具体的な、避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等	⑲ 要配慮者の避難誘導について配慮すること。

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
5 上下水道、電気、ガス、通信及び放送事業 関係		
(1) 上下水道事業	㊹ 津波からの円滑な避難確保のため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置	
(2) 電気事業	㊺ 津波からの円滑な避難確保のため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報の実施	
	津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うため、電力供給の確保のためにとるべき措置	
	災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するための方策	
(3) ガス事業	㊻ 津波からの円滑な避難確保のため、利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報の実施	
(4) 通信事業	㊼ 電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等とるべき措置 災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策	
(5) 放送事業	㊽ 発災後も円滑に放送を継続し、津波情報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置の具体的内容	㊾ 津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めること。 津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めること。 各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
		滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。その際、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めること。
6 その他の施設又は事業関係		
(1) 鉱山	構内作業員に対する津波警報等の伝達の方法及び伝達後の避難等の行動について、具体的な実施内容	
(2) 貯木場	平時及び地震発生時の貯木に対する具体的な流出防止措置	地震発生時の防止措置においては、津波が到達するまでの時間を考慮して、作業員の避難等の安全措置に配慮すること。 特に、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、或いは津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。
(3) 危険動物を公衆の観覧に供する事業 (敷地規模が1万平方メートル以上のものに限る)	当該事業の用に供する敷地に出入する観客に対する津波警報等の伝達方法及び観客の避難誘導等 のとるべき具体的措置	
	危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安に関する具体的措置	
(4) 工場等で勤務人員が千人以上のもの	当該工場に勤務し又は出入する者（以下「従業員等」という。）に対する津波警報等の伝達方法及び従業員等の避難のための具体的措置	
第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保		

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
に関する事項		
○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項		
第1 各計画において共通して定める事項		
1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	㉔各計画主体の担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置についての情報伝達の経路、体制及び方法	
○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項		
第1 各計画において共通して定める事項		
1 災害応急対策をとるべき期間等	㉕後発地震に対して警戒する措置及び注意する措置をとるべき期間	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとること。 また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとること。
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等	㉖各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法	勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意すること。
3 工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置	㉗南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の措置	橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意すること。
	災害対策本部に準じた組織の設置	組織内容等必要な事項を定めること。
	河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて	内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずること。

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
	講じるべき措置	
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の、動物園等特殊施設について、後発地震の発生後の危険防止の措置	橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意すること。
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制	従業員の安全確保に配慮すること。
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置についての方針	
第2 個別の計画において定める事項		
1 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設	㊸ 顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法	病院や百貨店等が事前避難対象地域以外にあるときは、新たな大規模地震による施設の破損等を防止する措置等の十分な危険回避措置をとったうえで、営業を継続する。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮すること。
	当該施設が事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置	
	病院においては、患者等の保護等の方法	個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮すること。
2 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設	㊹ 必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項	定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
	施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容	必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討すること。
3 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業		
(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達	③① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における旅客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法。	
	事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置	
	旅客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に関連する情報を伝達する方法（この場合、発着場等の施設のみならず運行中の列車、船舶、バス等に対する伝達方法）	
(2) 運行等に関する措置	③② 鉄道事業、軌道事業については、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供すること。 津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとること。
	③③ 一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業については、海上交通の規制又は港湾施設の使用制限がなされた場合及び津波による危険が予想される場合においては、発航の中止、目的港の変更等の運行中止、旅客の下船、船舶の	

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
	安全な海域への退避等の措置を講ずるものとし、その具体的な実施要領	
	③ 一般乗合旅客自動車運送事業については、走行路線に住民事前避難対象地域がある場合等における運行の停止その他運行上の措置	
(3) (2)の結果生じる滞留旅客等に対する措置	③④対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置	
4 学校、社会福祉施設	③⑤幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法	学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意すること。
	社会福祉施設においては、入所者等の保護及び保護者への引継ぎの方法	施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定めること。
	避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等（学校、社会福祉施設が事前避難対象地域内にある場合）	要配慮者等の避難誘導について配慮すること。
5 上下水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係		
(1) 上下水道事業	③⑥必要な飲料水を供給する体制の確保	
(2) 電気事業	必要な電力を供給する体制の確保	
(3) ガス事業	必要なガスを供給する体制の確保	
	ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項	
	後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制	
(4) 通信事業	通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサ	

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
	サービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容	
(5) 放送事業	③7 実態に即応した体制の整備の内容	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の正確かつ迅速な報道に努めること。 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとること。 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意すること。 推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意すること。 情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用を努めること。
6 その他の施設又は事業関係		
(1) 鉱山	構内作業員に対する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達の方法及び伝達後の退避等の行動について、具体的な実施内容	
	集積場等で保安上応急の措置を講ずる必要が認められるものについては、その具体的な措置	

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
(2) 貯木場	貯木に対する流出防止措置	応急措置の作業員の避難等安全措置に配慮すること。
(3) 危険動物を公衆の観覧に供する事業 (敷地規模が1万平方メートル以上のものに限る。)	当該事業の用に供する敷地に入出する観客に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達の方法及び観客の退避等とすべき措置	
	危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置の実施等に関する事項	
(4) 工場等で勤務人員が千人以上のもの	当該工場等に勤務し又は出入する者に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達方法及びこれらの者の安全確保のための措置	当該工場等の置かれている位置、周囲の状況、退避ルート等を勘案して防災要員を除く従業員等の工場からの退避、帰宅等の行動計画を明示すること。
○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項		
第1 各計画において共通して定める事項		
1 災害応急対策をとるべき期間等	③⑧ 後発地震に対して注意する措置をとるべき期間	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	③⑨ 各計画主体の機関相互間及び機関内部におい	勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
等の伝達等	て、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法	伝達が確実に行われるよう留意すること。
	災害に関する会議に準じた組織の設置	組織内容等必要な事項を定めること。
3 関係機関のとりべき措置	施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとし、その内容	
第4節 防災訓練に関する事項	④0 各計画主体は、南海トラフ地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとし、その実施内容、方法等	他の計画主体と共同して訓練を行うこと。 地域住民等の協力及びその参加を得ること。 防災関係機関の実施する防災訓練に努めて参加すること。 国、指定公共機関、地方公共団体との連携を図ることに努めること。 逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めること。
第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	④1 各計画主体は、その従業員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法	この教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。 (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づき取られる措置の内容 (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (3) 地震及び津波に関する一般的な知識 (4) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 (5) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
		地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割 (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
	④② 顧客等に対する広報の実施方法及びその内容	この広報の内容には、顧客等が津波からの避難をはじめとしての的確な判断に基づいた行動ができるよう、少なくとも次の事項を含むものとする。また、外国人に対しても正しく理解してもらえよう留意すること。 (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容 (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に、出火防止、顧客同士協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識 (3) 正確な情報入手の方法 (4) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 (5) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
		区域等に関する知識 (6) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

別記様式第一（第2条第1項関係）

南海トラフ地震防災対策計画届出書 年 月 日 長崎県知事 様 住所 法人にあっては、主 たる事務所の所在地 氏名 法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名 南海トラフ地震防災対策計画を(作成・変更)したので、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条第6項の規定により届け出ます。				
施設又は事業の名称	(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条第 号該当)			
施設の場合にあっては当該施設の所在地				
施設又は事業の概要				
連 絡 先	住 所			
	担当の 名 称		電話 番号	

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

別記様式第二（第2条第2項関係）

南海トラフ地震防災対策計画送付書 年 月 日 様 住所 法人にあっては、主 たる事務所の所在地 氏名 法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名 南海トラフ地震防災対策計画を(作成・変更)したので、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条第6項の規定により届け出ます。				
施設又は事業の名称	(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条第 号該当)			
施設の場合にあっては 当該施設の所在地				
施設又は事業の概要				
連 絡 先	住 所			
	担当の 名 称		電話 番号	

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

別記様式第三（第2条第3項関係）

南海トラフ地震防災規程送付書 年 月 日 様 住所 法人にあっては、主 たる事務所の所在地 氏名 法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名 南海トラフ地震防災規程を(作成・変更)したので、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第8条第2項の規定により届け出ます。				
施設又は事業の名称	(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第8条第1項第 号該当)			
施設の場合にあっては当該施設の所在地				
施設又は事業の概要				
連 絡 先	住 所			
	担当の 名 称		電話 番号	

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。